

第百五十四回国 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第四号

平成十四年三月二十二日(金曜日)

午前九時五十分開会

委員の異動

三月二十日

辞任

木俣 佳丈君

補欠選任

浅尾慶一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

佐藤 雄平君

理事

中川 義雄君

脇 雅史君

海野 徹君

渡辺 孝男君

委員

後藤 博子君

佐藤 泰三君

伊達 忠一君

仲道 俊哉君

西銘順志郎君

日出 英輔君

森田 次夫君

浅尾慶一郎君

岩本 司君

佐藤 泰介君

遠山 清彦君

紙 智子君

小泉 親司君

島袋 宗康君

国務大臣

国務大臣(沖繩及び北方対策担当大臣)

尾身 幸次君

副大臣

内閣府副大臣

熊代 昭彦君

外務副大臣 杉浦 正健君

大臣政務官 嘉数 知賢君

内閣府大臣政務官

第一特別調査室 鳴谷 潤君

政府参考人 内閣府政策統括官 安達 俊雄君

内閣府沖繩振興局長 武田 宗高君

内閣府北方対策本部審議官 坂巻 三郎君

総務大臣官房審議官 高部 正男君

外務省欧州局長 齋藤 泰雄君

厚生労働大臣官房審議官 三沢 孝君

国土交通省総合政策局長 伊藤 鎮樹君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○平成十四年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成十四年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成十四年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(内閣府所管(内閣本府(沖繩振興局)、北方対策本部、沖繩総合事務局)及び沖繩振興開発金融公庫)

○沖繩振興特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤雄平君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十日、木俣佳丈君が委員を辞任され、その補欠として浅尾慶一郎君が選任されました。

○委員長(佐藤雄平君) 去る三月十九日、予算委員会から、三月二十二日の一日間、平成十四年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、内閣府所管のうち内閣本府(沖繩振興局)、北方対策本部、沖繩総合事務局及び沖繩振興開発金融公庫について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

○委員長(佐藤雄平君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官安達俊雄君、内閣府沖繩振興局長武田宗高君、内閣府北方対策本部審議官坂巻三郎君、総務大臣官房審議官高部正男君、外務省欧州局長齋藤泰雄君、厚生労働大臣官房審議官三沢孝君及び国土交通省総合政策局長伊藤鎮樹君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤雄平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤雄平君) それでは、委嘱されました予算について尾身沖繩及び北方対策担当大臣から説明を求めます。尾身沖繩及び北方対策担当大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十四年度内閣府沖繩関係予算及び北方対策本部予算につきまして、その概要を御説明いたします。

初めに、沖繩関係予算について御説明いたします。

内閣府における沖繩関係の平成十四年度予算の総額は三千八百八十六億五千百万円、前年度当初予算額に対し九一・三%となっており、平成十三年度補正予算を含めた一体予算としては三千五百二十三億二千百万円、前年度当初予算額に対して一〇一・〇%となっております。

このうち、基本的政策企画立案等経費の予算額は二百七十四億九千万円、前年度当初予算額に対し一〇九・九%となっており、沖繩振興計画推進調査費、沖繩の観光をデジタル映像により訴えるデジタルアーカイブ整備事業及び沖繩での情報通信関連企業の起業・進出を進めるためのIT産業振興設備整備事業を始めとする沖繩における産業振興関係経費、普天間飛行場等駐留軍用地跡地利用推進関係経費、沖繩懇談会事業、沖繩北部特別振興対策事業等の実施経費等を計上しております。

次に、沖繩振興開発事業費の予算額は二千八百四十五億二千三百万円、前年度当初予算額に対し九〇・八%となっております。

その内容は、交通体系の整備、水資源の開発、住宅・上下水道・都市公園等の生活環境施設の整備、農林水産業や教育・文化の振興、保健医療対策等、産業振興や生活環境の改善に資する公共投資を中心とするものであり、その中で沖繩工業高等専門学校建設、平良港外貿ターミナルの整備を始めとする新規事業や沖繩都市モノレールの整備、国立組踊劇場の建設等、継続事業に係る必要の予算が計上されております。

続きまして、北方対策本部予算について御説明いたします。

内閣府北方対策本部の平成十四年度予算総額は十億九千九百万円、前年度当初予算額に対して九三・八%となっております。

このうち、北方領土問題対策に必要な経費は九億六千二百百万円、前年度当初予算額に対し九二・四%となっており、衛星画像に基づく北方地域の

振興開発調査委託費という項目が見られるわけ
でございます。これには開発、開発と費目にはある
わけですけれども、新法の計画にはそういったこ
とが入っていない。これをどのように理解したら
いいのかなど。沖縄振興と沖縄振興開発の違い、
これについて法律と予算の両面からひとつ御説明
をいただければ、このように思います。よろし
く。

○政府参考人(安達俊雄君) 現在の沖縄振興開発
特別措置法に代わりまして沖縄振興特別措置法の
御検討をお願いしているわけでございますが、こ
の趣旨として「開発」という用語よりもむしろ「振
興」という用語に開発の意味も含めて今後の取組
を象徴させることがより適当ではないかという判
断もございましてこういう名称にさせていただい
ているわけでございますが、片や、御指摘の点で
はございせんけれども、沖縄公庫につきまして
は「開発」という言葉が依然としてございまして、
また予算の關係につきましても「開発」という言
葉は出てまいります。

開発ということを私も否定しているわけでは
ございせん。開発に係る事業というものはこれ
からもございまして。この沖振法としての用語とし
ては、「振興」という言葉の中に開発の意味も含
めるといふ、そういうことでやらせていただい
ておりますが、個々の事業ということになります
と開発という側面は今後ともあるわけございま
すので、そういった部分においては「開発」とい
う言葉が今後とも使われる局面はあろうかと理解
しているところでございまして。

○森田次夫君 振興の中に開発というものもこれ
から含まれるのである、これから開発していかな
くちやいかぬものもあるんですよ、こういう意
味だろーと思います。そうしたことでもって理解
をさせていただきまして。

次に、時間もございせんので、北方問題。両
方お聞きしなければいけないんじゃないかなと思
いますので、北方領土問題についてちよつと二、
三、御質問をさせていただきたいと思ひます。

一九九七年十一月のクラスノヤルスクの合意で
ございましてけれども、これが二〇〇〇年までにで
きなかった。そうしたことから、元島民は言うに
及ばず、国民の間にも失望感が漂っているんじや
ないかと、こんなふうにも思ふわけでございます。
こうした状況下で、尾身大臣も、昨年十月の二
十四日の当委員会の中で所信の中でこういうふ
うにお述べになっておられます。齒舞、色丹の議
論と国後、択捉の議論を同時かつ並行に進めるこ
とでおおむね一致したと、このように述べられて
おり、同時並行で進められるものと私もととして
は期待をしておりましたが、御承知のとおり、ロ
シア側からこれを、突然といひますか拒否して
きたと。誠に遺憾であるわけでございます。

今回のロシアの反応を見ますと、対口交渉の甘
さというものがあつたのではないかな、こんな
ふうにも思ふわけでございます。

このように、北方領土返還に向けての前進が見
いだせない状況下では返還要求運動の落ち込みも
懸念されますが、この北方領土というのは、我が
国の固有の領土であり、国の主権にかかわる基本
的な問題である、このように思ふわけございま
す。そしてまた、戦後、積み残された大きな
問題、これは、私は靖国神社の問題と北方領土
の問題、この二つだと、このようにも考えておる
わけでございます。これからも、ひるむことなく
粘り強い運動を展開していかなければならぬでは
ないだらうかな、こんなふうにも思ふわけござ
います。

担当大臣として、北方問題に対する取組姿勢、
特に予算を伴う問題等もございまして、今後の国
内世論の啓発など、どのように進めていくおつも
りか、その辺、ひとつお聞かせをいただきたいと、
このように思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 北方四島の帰属の問題
を解決して日平和条約を締結し、両国の間に真
の相互理解に基づく安定した関係を確立するとい
うことが我が国の一貫した基本方針でございま
す。

北方領土問題は、独立国家としての国家存立の
基本にかかわる問題でございまして、あくまでも
不法に占拠された北方領土を返してもらふことが
平和条約締結の前提条件でございまして、日本の
国家としての基本原則は変わることがないと思
っております。このような基本的立場に立ちまして、
国民世論の高揚を図り、北方領土返還の実現を目
指して今後とも全力を尽くしてまいりたいと思
っております。

この国民世論を結集して返還要求運動を強力に
展開していくためには、北方領土についての正し
い理解と認識の下に、少しでも多くの国民の皆様、
特に次代を担う若い方々にもこの運動に積極的に
参加していただくことが特に重要であるというふ
うに考えている次第でございまして。

○森田次夫君 是非ともそういった基本方針で進
めていただきたいというふうに思ひます。

そこで、北方領土の返還に向けての環境整備と
いひますか、特に北方四島住民支援事業をめぐり
まして、鈴木宗男議員に関する数々の疑惑が指摘
されていることは誠に残念であるわけございま
す。四島住民への支援の不透明さが今回の疑惑の
一因となつてゐるんじゃないかと。そうしたこと
でもって、支援委員会の見直しあるいは廃止等が
検討されているわけでございます。透明性の確保
の問題は、ただ単に四島住民支援だけの問題では
なく、政府すべての事業にかかわる問題だろうと、
このようにも思ふわけでございます。

大臣として、領土問題にかかわる北方対策
本部の予算執行の透明性の確保について担当大臣
としてどのようにお考えか、御所見を承りたいと
存じます。

○国務大臣(尾身幸次君) この支援委員会の担当
は外務大臣でございまして、私も内閣府といた
しましては、北方領土返還についての国内の広報
啓発事業、北方四島との交流事業、元島民に対す
る援護事業等を推進しております、この事業の
大宗は特殊法人の北方領土問題対策協会に対する
補助事業として行われているわけでございます。

もとより、この種の事業、できるだけ透明性を
確保して国民全体の皆様の御理解をいただきたい
な進めることが極めて大事であると思つておりま
して、今、森田委員のおっしゃいましたようなこ
とを特に配慮していきたいと考えている次第で
ございまして。

○森田次夫君 支援委員会、外務大臣の所管とい
うことも私、新聞等で知つておりましたけれども、
例としてちよつと入れさせていただいたわけでご
ざいます。

そこで、三番目でございますけれども、これま
で、返還実現のためには北方四島の環境整備が重
要であると、こういった視点からロシア住民に対
しまして手厚い支援が行われてきたんではないの
かな、このように思ふわけでございます。

そこで、反面、我が国の支援によつてインフラ
だとか環境が良くなったことで生活が向上し、そ
して、安定することによつてますますその返還が
遠のいてしまふんではないかな、私はそういうこ
とを危惧するわけでございます。居心地がいいと
申しますか、居心地が良くなったんだとしたら、
もう返さなくていいわ、我々でもうそこにとこ
の国にしちやえと、こういうふうなことになる
しまふんじゃないかなと、そのことを一つ危惧す
るわけでございます。

一方、元島民が多く暮らします根室市など北
方領土の隣接地への振興策は、これ、どうかとい
えば、基金の果実、いわゆる百億円の基金がある
そうですけれども、金利が非常に低下しておる、
こういうこともあつて決して十分ではないんだ
と、こういう声が多いというふうなことも聞いて
おります。返還運動を更に継続発展させていくた
めには、運動の中心的存在である元島民に負う
ところというものが非常に大きいんじゃないか、
このようにも思ふわけでございます。

そこでお伺いをするわけでございますけれども、
元住民らの援護について今後どのように取り
組んでいくつもりか、お考えをお聞かせ願ひたい
と思ひます。

○政府参考人(坂巻三郎君) お答え申し上げます。

全般的な構造をまず御説明をさせていただきたいと存じますが、北方領土問題の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づきまして、元島民の方々が多くお住まいになつております北方領土隣接地域の振興につきましては国土交通省、特に北海道局、それから、地方債等々につきましては総務省が所管をしているところでございまして、一方、国民世論の啓発、元島民に対する援護措置につきましては私も内閣府が分担をするということでもやらせていただいておりますのでござい

また、お話しにございました北方領土隣接地域振興基金、いわゆる北方基金でございますが、国が百億円の基金のうち八十億円を補助して北海道に地方自治上の基金として設置されたものでございまして、北海道が私どもと国交省の監督の下に管理運用をしているところでございます。

地元の振興、また元島民の方々の援護につきましては、北方領土問題対策協会によります融資事業、それから相談員の設置、自由訪問の推進等々、地元からの御要望を踏まえ、国交省、北海道等関係機関とよく連絡を取り、地元の実態も踏まえながら、効果的に事業の実施がなされるよう配慮してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○森田次夫君 基金の百億、これは北海道の方で管理運営をされているのでございますけれども、非常に運営の果実といえますか、それも少ないわけではございませんか。

そうした中で、百億のうちの果実、八割は国交省関係、そして北方関係は二割だと、こういうふうなこともお聞きしているわけなんです、大変厳しい経済状況、財政状況の中だと思うんですけども、基金の見直しとか増額だとか、そういうことは考えていないのかどうか、最後にひとつお伺いをしたいと思います。簡単に結構でございます。

○政府参考人(坂巻三郎君) お答え申し上げます。

御指摘のように、最近の低金利によりまして北方基金の運用益が減少傾向にございまして、地元等から基金の増額要望、その御指摘があることは承知しているところでございます。ただ、遺憾ながら、財政状況も非常に厳しいということもございまして、基金の増額等については非常に難しいところがございますが、私も内閣府といたしましては、今後とも基金の安全で効率的な運用とともに、地元の実態を踏まえ、より効果的な事業の実施について基金を管理運用している北海道に対し必要なアドバイスをしていただくこと等によりまして、運用益の確保、事業の円滑な実施についてぎりぎりの努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○森田次夫君 よろしくどうぞお願いを申し上げます。

次に、DNAの鑑定につきまして御質問をさせていただきます。あと十分しかございませんので、少しスピードアップをさせていただきますと思います。

そこで、さきの大戦では二百四十万の方々が亡くなりになられ、そして遺骨が返つたのはその半分ぐらいであるというふうに、あとは各南溟の戦域の地あるいは海深くそのまま放置されたままになつておる、こういうことでございます。

そこで、南方地域はなかなか難しいのかなというふうに思うわけですが、旧ソ連邦、それとモンゴル、これにつきましては埋葬地図等もある部分もあるわけですね。ですから、ある程度はその身元が判明する遺骨もあるんじゃないだろうか、このように思うわけではございませんか。

そこで何うわけでございますけれども、旧ソ連邦等において収集された遺骨については、遺族の心情に配慮して、一日も早く遺族の手に返されるよう、今DNA鑑定というのは非常に進んでまいりましたものから、その活用を促進すべきじゃないかと、このように思うわけではござい

すけれども、厚労省にお尋ねをいたします。

○政府参考人(三沢孝君) お答え申し上げます。戦没者遺骨の特定をするためには、DNA鑑定非常に有効な手段と、こう考えられておるところでございます。そういうことから、DNA鑑定につきましては、平成十一年度から御遺族の方々が、これは誠に恐縮なんですけれども、自費で鑑定を受けられる場合に備えまして遺骨の一部を焼骨せずに持ち帰る、そして、当時の埋葬図等から見て特定の戦没者であるということの蓋然性が高いと判断された場合には、指定された鑑定機関へ検体を持ち込むなどの協力を行っているところでございます。現在まで二十例の個別鑑定を行っております。そのうち、五例について身元が特定されているという現状にございます。

このように、DNA鑑定、遺骨の身元特定に有力な方法の一つというふうに考えておりますけれども、これを国が一般的な方法として採用するというためには二つほど大きな検討すべき課題があると思っております。

第一点が、遺骨からどのように有効なDNA情報を抽出するかという技術的な問題、それから二番目が、戦没者の尊厳やプライバシーをどのように保護していくかという倫理上の問題、こういう二つの問題についてあらかじめ整理すべきだろうと考えてまして、昨年六月、学識経験者、弁護士、マスコミ、それから日本遺族会、日本宗教連盟などの有識者による検討会を設けたところでございます。

○森田次夫君 ただいまの御答弁の中に、厚労省としてDNA検討会を設けて検討を行っているところだと、そういうふうな御答弁がございましたが、その進捗状況と、それと今後どのように進めていけるおつもりか、その辺もちょっとお聞かせください。

○政府参考人(三沢孝君) 検討会の検討状況でございますけれども、先ほど申しましたように二つの課題があるということで、技術的な問題を検討するために技術部会、それから倫理的問題を

討するための倫理部会というものを設けております。特に技術部会につきましては、自然環境の違いによつて遺骨から有効なDNA情報が抽出できるかと。例えば、シベリアのような極寒の地の御遺骨あるいは南方地方のような熱帯地方の御遺骨、そういうものとのような違いがあるかというところについては、今現在、実験研究を行っているところでございます。

今後の見通しでございますけれども、両部会からの意見がある程度まとまった段階で各部会から親会たる検討会に報告し、そこで総合的な評価検討を行つていただくことにしておりますけれども、私も私としては、六、七月ごろまでに両部会から何らかの報告がいただけるようお願いしているところでございます。

○森田次夫君 お聞きするところによりますと、検討会の下に設置されている技術部会、ここで自然環境に違いのある遺骨からDNAを抽出できるか実験も行っているということがございます。私は、歯とかそれから指だとか、そういう硬い部分であればすべてDNAというのは抽出できるんだと、そういうふうには実は思っていたわけなんですけれども、どうもそうではない、なかなか抽出の難しいものもあるんだと、こういうことを初めて知つたわけでございますけれども、例えばどのような状態の遺骨が難しいのか、その辺、ちょっと教えていただけませんか。

○政府参考人(三沢孝君) 先生御指摘のように、硬い骨ということで、歯とか手の甲とか、かかとの骨、これは非常に有効であるということでありまして、ただ、DNAは水とか温度あるいは紫外線で壊れることがある、こういうことでございますので、例えば海底にある御遺骨とか砂漠の御遺骨、そういうところからDNAを抽出することは非常に難しいのではないかと、こういうふうな御意見をいただいたところでございます。

いずれにしても、こういう自然環境の異なる状態でのDNAを抽出できるか、今、実験研究をお願いしているところでございます。

○森田次夫君 今、遺族からDNAの鑑定が依頼があったときには、いわゆる私費といいますが、個人負担になっておるわけでございますね。国のために命令で亡くなったわけでございますので、やはり遺族がDNA鑑定を希望された場合に、その費用というものは当然国が全額負担すべきものじゃないかな、こんなふうに思うわけでございますけれども、その辺についていかがでございますでしょうか。

○政府参考人(三沢孝君) 先生のお気持ちも十分分かるわけでございますし、御遺族の方々からもDNA鑑定、これを国庫負担により行うべきだ、こういう御要望があることは承知しておるところでございます。

我々としても、この問題は重要な課題だと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まずは戦没者御遺骨のDNA鑑定の技術的な問題あるいは倫理的問題、これについて検討会での整理を終えるのが喫緊の課題ではないかと思っております。費用負担の問題につきましては、このような検討会での結論が得られ次第検討していきたい、こう思っている次第でございます。

○森田次夫君 ただいまの御答弁の中で、検討会の結論が得られ次第費用の負担の在り方についても検討していきたい、こういうふうな御答弁でいいわけですね。そういうふうな理解しました。

ただいま申し上げましたとおり、戦没者というのは国の命令で戦地に赴き、亡くなられ、そして戦死公報は来ても返ってくる遺骨というのはほとんどなくて、石ころ一個か紙切れ一枚、名前を書いた、そういう方が非常に、圧倒的に多いと言っても過言ではないというふうに思います。そうした中で、遺族の心情とすれば、せめて遺骨ぐらいと、みんなそういうふうにおっしゃるわけでございます。これも正に当然なことだろうというふうに思うわけでございます。

科学技術の進歩によりまして、今ではDNA鑑定を行うことである程度遺族を特定できる。今言われるように、なかなか水分の多いというか、海

だとか水のあるようなところで亡くなったり、温度のこと等で抽出できないということもあるというところを知ったわけでございますけれども、ある程度特定できることにはなつたわけでございます。そうしたことで、遺族が希望された場合、全額で費用負担することは、これは私は今申し上げたことからして国の責務じゃないか、このように考えるわけでございます。

このことを強く指摘するとともに、これらの経費が、十四年度は検討会だとか何とかの費用ということですので計上されておられると思うんですけれども、当然、検討会、設けられているわけですから、十五年度は、希望された場合には、国で負担して、費用は国で負担しますと、こういうことの予算については是非とも計上していただき、すよう特段の御配慮をお願い申し上げまして、時間でございますので、これは御答弁要りません、そういうことを強く私として要望させていただきます。ありがとうございます。

○海野徹君 おはようございます。民主党・新緑風会、海野徹でございます。

尾身大臣にお伺いをするわけなんです、新しい振興法の問題に入ること、その審議の前に、三次沖縄振興開発計画をどう評価するか、これ、大変重要な問題だと思っております。その問題を中心に今日はお伺いしたいなと思っております。

省庁再編によりまして、開発庁から内閣府の沖縄振興局ということになって今回新法を議論するわけなんです、開発庁方式というのは、これがもう既に終わったんだという印象を私は持っております。先ほど、森田委員の御質問のとき、答弁が、開発から振興へということ、発想を変えた。これ、発想の転換というものは、新法に込められる思想が相当大胆に変わっていくんだらうなという私は期待を持っているわけなんです、なかなか現実はそのようになっていないのではないかな、そんなことを思います。

大臣、質問に入る前に一つだけ。今の点を踏ま

えて、開発庁方式の沖縄振興開発というのがもう三十年で終わったと、そして、むしろすべていろいろな面で目標を達成できて、更なる物事を盛んにするために、振興というのには物事を盛んにすることですから、もう盛んにするための諸条件がある程度整備された上でのこれから新法だ、あるいは振興計画だというふうな御認識でよろしいんでしょうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) この三次にわたる沖縄振興開発計画によりまして、本土との格差は正といたう大きな柱を立ててまいりました。いわゆるインフラの整備を中心とする振興開発が進められてきたわけでございますが、本土との格差という意味でございます、かなりの程度は正されてきたというふうに考えております。

例えば、下水道の普及率で見ますと、四十八年に本土との格差という意味で八九%だったものが九〇%になり、農地の整備率につきまして、本土との比較で見ても、九・七であったものが、昭和五十年に九・七であったものが平成十三年には八三・七になっております。それから、一人当たり床面積等につきましても、本土との比較で見ても、本土の六九%であったものが平成十年には八三%になっている。道路延長につきましても、昭和四十八年の四六%が平成十二年には六二%になっているというふうなことで、かなり格差が縮小していることは事実でございます。

そういう意味におきましては、私は三次の振興計画というのは相当程度成功したと言ってもいいと考えております。

ただ、そういう状況の中で、じゃ、これからどうかといいますと、やはり次のステップは沖縄県あるいは沖縄県民の皆様が御自身の力を発揮できるような自立経済への道を模索するということが大変大事でございます。稲嶺知事も、魚よりも釣針が欲しいんだと、こういうふうなお話でございまして、そういう意味で私も、大きなキーワードを格差は正というところから自立経済の達

成へというふうに変えてきているというふうに変えていきたいと考えているというふうな御理解いただきたいと思います。

さはさりながら、それではインフラの整備がこれでいいというふうな考えるのかといいますと、実はそうではございませんで、やはりインフラ整備もこれから更に進めていかなければならないことは事実でございます。これは進めていきつつ、同時に自立経済の達成という、そういうことを非常に大きな一つの目標にしていきたい。その表れが、例えばIT関係の産業の振興育成とか、あるいは情報特区とか金融特区とか、あるいは大学院大学とか、そういう方向に、金銭的な重点はすぐそちらに移るわけではありませんが、考え方としてはそういう考え方で二十一世紀の沖縄の振興を考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○海野徹君 開発庁方式の功罪をきちつとやはり評価、検証する必要があるんじゃないかなと私は思います。

今、大臣が社会資本を中心としたインフラ整備については三十年間で相当な整備をやつてきた、だけれども、まだまだ要する部分があるから、以降これも続けると。ということは、振興計画の中に開発も含まれるんだという先ほどの答弁と一緒に、なるわけなんです、功罪の功の部分ではそういう部分、確かにあると思っております。罪も、私は必ず問題が深層部分であるんじゃないかなという感じが非常にするんですね。

もう一つ大臣と同じくするところは、やはり沖縄の方々、自らのペンを持って自ら総合設計図をかく今時期に来ているし、それが一番求められている、そういう思いを込めて振興という言葉が使われていくとしたら、私は、誠にそれは共通の認識でありまして、大変有り難いと思っております。

それでは、若干やはり功罪の罪の部分が、私はどうも納得できない部分が若干あるものですか、その点、細かな部分にわたりましたら大臣以

外の方に御答弁いただいてよろしいわけですが、ちよつと質問させていただきたいと思ひます。

三次の沖縄振興開発計画というのは、これは平成四年九月に閣議決定されました。地方自治体が本来決定して、それなりに自主的にやるべきなんです。必ず閣議決定をしていくんですよ。こういう手順を必ず沖縄の場合、取っていく。この辺が地方自治の本旨にやはり私はちよつともとるかなという思ひもあります。

計画の目標が、今、大臣がおっしゃった本土との格差是正、あるいは、二番目には自立的発展の基礎条件の整備、三番目として特色ある地域としての整備、こういうのが計画の目標だった。振興開発の基本方向としては、一つには特色ある産業の振興、あるいは南の交流拠点の形成、あるいは社会資本の整備、そして多様な人材の育成と学術文化の振興と、こういうのが基本方向でありました。

それで、第三次計画のフレームとしてどういうものが具体的ににあるかというと、これ、基準年次が平成二年ですから、そうすると目標年次が平成十三年。

総人口が百二十万人だったのを百三十万人を超えるところまで持っていく。今、百三十万人を超えているわけですから、百三十三万、これから十年間の沖縄の設計図をかこうというときに来ているわけなんです。それは達成しているわけです。

労働力人口が五十六万人だった。それを、六十五万人を目標にしよう。しかしながら、六十二万九千人、これは平成十二年。これはできていない。

就業者数が五十四万人だった。それが目標年次のときには、平成十三年、六十三万人に持っていく。しかし、五十七万七千人に終わっている。これは平成十三年。

県内の純生産が二兆八千億円。これが、四兆九千億円まで持っていく。これが目標だった。それが三兆七千七百三十億円、これは平成十三年の

見通しなんです。

一人当たりの県民所得が二百万円だった。これを三百十万円を超えるところまで持っていく。こういうことで、しかしながら三百二十万円、これは平成十一年。

人口以外は余り達成したところまで行っていないんです。六兆七千二百七十四億円、平成十三年度の場合、約、十四年度を加えると七兆円の沖縄振興開発事業費が投入されてきております。平成十四年度予算でも二千八百四十五億二千三百万円計上されています。

しかしながら、今言ったような大項目でさえ、要するに五項目のうち四項目はなかなか達成されたいという印象をどうしても持てないわけなんです。その点はどのように分析されておりますでしょうか。その分析があつて初めて今後十年間の設計図がかかれていくんじゃないかと思ひますが、その辺の背景あるいは要因分析、分析だけで結構ですから、対応はまた後で聞きますからお願ひします。

○国務大臣(尾身幸次君) いろいろな要因がございまして、一つは、沖縄は実を言いますと日本一の高い率で人口が増加しております。ここ十年間で一割ぐらゐ増えているわけございまして、その人口増加に見合うだけの要するに雇用増加が、就業増加が達成できなかったという点は確かにあるかと思ひます。

それから、一人当たり県民所得につきましては、そういう中で実はここ十年間で八・五%名目で伸びておりまして、これは国全体の伸びの七・九%に比べてわずかながら上回っている。人口増加が一割ぐらゐ伸びている中で一人当たりの所得も名目では全国平均より伸びているということございまして、これは今の、ここ十年間の日本全体として、失われた十年というふうに言われております。バブル崩壊以後の日本経済社会の停滞の中では、沖縄は比較的そういう状況にもかかわらず伸びてきているということは言えるのではないかと、いうふうに考えております。

まだまだ、例えば自由貿易地域等についての企業誘致が目標どおり進んでいないとかいろいろなことがございまして、例えばIT関連でもこの厳しい状況の中で四千八人の雇用が増えているという状況もございまして、この日本経済全体に対する大きな逆風を考えた場合には、私もこの三次にわたる、あるいは三次振計における政策というのはそれなりの効果を持ってきたというふうに言えるというふうに考えております。

ただ、これからどうするかということになりますと、またこれはこれで新しい振興新法で御議論をいただきますように、大きな一つの曲がり角にきているというふうに考えて、もう一段の飛躍を目指して施策を推進していきたいということでございます。

○海野徹君 大臣に御答弁いただいて、コールセンターを中心に四千八人のIT関連でも増えているんだというお話がありました。コールセンターを中心に確かに平成九年からIT関連の企業が続々と誘致されている、そこで雇用を生んでいるというの、それは私も分かつてはいるわけなんです。ただ、雇用のミスマッチも起きています。ただ、雇用のミスマッチも起きています。ただ、雇用のミスマッチも起きています。

労働集約的な仕事なものですから、そういう部分だけで、じゃ、コンテンツの部分で人材、雇用が増えているかという、そうじゃないんです。その辺は、若干もう少し厳しい認識をして、問題をやらなければならないという認識をしていただいた方がいいんじゃないかと思ひます。

私は、沖縄県に県外から年間どのぐらいの資金が流入しているのかということで調べてみました。

そうすると、九八年度で総額二兆七千八百十六億四千百万円、これが県外から来ているんです。ね。県外から年間、沖縄県に入っているのが九八年度で二兆七千八百十六億四千百万円。これは九九年、二〇〇〇年度とあるでしょうから、またその数字を後で教えていただきたいと思ひます。

すが、そのうちの、県外受取のうち四五・五%、これは一兆二千九百八十八億円、これが財政移転なんです。一六・二%に当たる四千四百五十億円、最近では約四千六百億円と言われているんですが、これが観光収入と言われているんです。先ほど言った財政移転の一兆二千九百八十八億円、だから県外受取の約半分が財政依存なんです。

こういうことを見ていると、私は一概に、今、尾身大臣が県民所得は比較的全国的に比べて伸びていますよと言いますが、中身が非常に脆弱なんじゃないかな。しかも、観光収入の四千数百億円のうち、エージェンシーに払う手数料とか、要するに部屋の売り方というのを考えると、二〇%取りが半分ぐらゐいしかなんじやないかという数字もあるんですよ。

この間沖縄へ、私もこの仕事に入ってから数回沖縄へ行つていまして、ずっとその変わりようを見ているわけなんです。この間たまたまホテルのオーナーとお会いしていろいろ話して見ました。そうしたら、シーツ代二千円をもうかるかも。うからないか、そのぎりぎりの仕事をして見ます。と。シーツ代の、クリーニングをする二千円が出ると。シーツ代の、クリーニングをする二千円が出ると。シーツ代の、クリーニングをする二千円が出ると。

そうすると、やっぱり、観光植民地というやうな言葉があるらしいんですが、それはなるほどなという思ひをするわけなんです。

そうやって細かく分析していきますと、私はなかなか、今、尾身大臣がおっしゃったやうな形で、それなりに成果が出ているんじゃないかというところまで、私はもつと厳しい分析をした方がいいんじゃないかという思ひをしております。

ただ、それと、開発事業費のうち、大臣もインフラ整備を中心に社会資本整備を中心にして沖縄に対して政策を展開してきたというお話だったんですが、確かに九二・三%が公共事業費だったんです。それで、これから進めようというIT特区とか、特別自由貿易地域ですか、あるいは金融特

区とか、そういうための産業インフラはこれによって整備できていると言えらるでしょうか、その点について御質問させていただきます。

○国務大臣(尾身幸次君) 簡単に言いますと、いわゆる自由貿易地域とか特別自由貿易地域、あるいは情報特区などで、情報関係とかあるいはその他の産業を税制上の優遇措置をもってその地域に誘致をしていこう、こういう考え方でその地域の敷地の整備をするというようなことをかなり進めてきているわけでございます。もとより、下水道とかあるいは土地改良とか道路整備とか港湾整備とか、そういうインフラ全般の整備はやっているわけでございますが、同時に産業誘致ということをかなり意識しながら整備を進めてきていると思っております。

〔委員長退席、理事中川義雄君着席〕
ただ、それでは、しっかりと産業整備、立地についでのおぜん立てをしたから、じゃ、企業がどんどんそこに進出するかどうか、この全体のバブル崩壊の後始末がまだ済んでいない段階において必ずしもそれが順調に進んでいるわけではない。そして、日本全体の経済が大きな空洞化に見舞われている。つまり、日本から中国などの発展途上国へ、片方で工場閉鎖があり、片方で外国への進出があるという意味での空洞化の流れの中で、しかし沖縄についてはある程度の、徐々にではあります工場の立地が進んでいるということ、は、今の全体の逆風の流れの中で考えた場合にはかなりの成果があったというふうに見てもいいのではないかと私は感じております。

これから日本経済全体の立ち直り、これは大変なのでございますが、そういう中で、先ほど申しましたような方向での自立経済を目指していくという中で、実質的にも、本来の意味で沖縄に力をつけていただいて経済の発展を実現していきたいというのが私どもの考えでございます。

○海野徹君 いろいろ開発方式でやってきた功罪の功をやはり大臣としては主張したいというお気持ちはいくぶん分かりますが、それじゃ、自由貿

易地域のことで若干お伺いしたいと思うんですが。

最初、那覇自由貿易地域があった。それで今、この間私も視察して、中城湾というか、中城港で、あそこところに特別自由貿易地域と。なかなか、企業が進出してそれなりに成果を上げているというふうな印象は私はどうも感じなかったんですが、その辺のことについては、どなたか答弁できる方いらっしゃいますか。

沖縄県ともいろいろ話をしたんですけども、とても順調に目的を達成する方向に進んでいるというふうな印象を私は持つていなかったんですが、どうなんでしょう。

○政府参考人(安達俊雄君) 特別自由貿易地域に平成十一年三月に中城湾港新港地区を指定したわけでございます。その後、県が中心になりまして、私もどもも応援する形で企業誘致を進めてまいりました。

〔理事中川義雄君退席、委員長着席〕
現在、半導体部品製造業、機械部品組立販売業、コネクタ等製造業、オートバイ製造業等の合計六社が入居し、また二社が近く立地するというところで、合計八社の企業立地が実現若しくはめどが付く状況になってきております。この間、政府としまして、税制のみならず、立地の促進に有効なレンタル工場の整備ということに對しても助成を行うというふうなことで、県と連携して取り組んできたところでございます。

このように、もう一定の集積がこの数年間で進んできたわけでございますけれども、御指摘のとおり、これで十分かというと、この中城の百二十ヘクタール余の中で一部でございまして、更に一層その企業立地を推進していかないとけないというところでございます。

その円滑化のための具体的な対応としまして、今回提案させていただいております沖縄振興特別措置法案にも制度の充実に向けた対策を織り込んでおるわけでございますし、また予算面におきまして、このレンタル工場制ということにつきま

して実需の見通しに即しながら更に支援を検討していきたいというふうに考えておりますし、また企業誘致も、基本的には地元が中心になって行うものでございますけれども、政府といたしまして、ジェトロその他の機関も含めて積極的な今後とも応援していきたいというふうに考えているところでございます。

○海野徹君 沖縄の振興ということで今、自由貿易地域のお話があったわけなんですけど、非常に私は中城湾港を心配しております。那覇自由貿易地域の八八年設置の現状から類推して、やっぱり相当抜本的な問題点を整理して対策を打たないといけないんじゃないかなと、こういう思いをしております。特定の地域だけに限定するということのもこの成果が現れていない一つの原因かなという思いがあるわけなんですけど、それはまた後日に議論をさせていただきたいと思っております。

今日は時間ありませんので、尾身大臣、私はいろんな資料から検証しますと、これはある意味じゃ非常に大胆な表現かもしれませんが、端的に表現させていただいて、沖縄経済というのは、やっぱり低所得、低貯蓄、高失業、高借金、財政依存の経済構造というふうな表現にならざるを得ないんじゃないかなと。となると、本土との格差は正と自立発展の基礎条件の整備というの、やはり三十年間の中でも合格点までまだまだ行っていない、むしろこういうふうな要するに罪の方が進んでしまったんじゃないかなという思いがあるわけなんです。

やはり開発方式というのは、財政依存、公共事業依存、依存型経済の構造化というんですか、依存型経済の構造化を進めたのではないかなという思いがあるんですが、その点について、尾身大臣、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 私は、実はそうは思っておりません。
なぜかという、三十年前の昭和四十七年のときに米軍が、米軍がというか、アメリカの占領地として日本の施政権が及ばなかった時期が昭和二

十年から二十七年間あったわけでございますが、その間に実はインフラ整備とかいうことが余りなされずにきた、そのために本土との格差がかなり開いてきたという実情にもありまして、そういうハンディキャップの中から、格差は正ということ、で約三十年間インフラ整備を中心として、先ほどのIT関連も含めまして、いろんな対策をやつてまいりまして、その効果というのが実は物すごく上がつてきているのが実態だというふうに考えております。

ただ、しかし、スタート時点が非常に低かったために、まだ本土並みにまでなっていない。今、一人当たり所得七二%、本土に比べて七二%というところでございますが、更に努力は必要であるというところでございまして、今までの三十年間というの、このインフラ整備で本土の要するに財政資金に頼る経済になってしまったのではないかと、いうような御批判は御批判としてあらうかと思いますが、全体として見た場合には、例えば観光におけるリピーターが増大しているとか、それから、農業についてもいわゆる健康食品産業が発展しているとか、IT関係もいろいろなところでかなり芽が出てきているというふうなことで、これから大きく発展できる可能性は持っている。

それから、今までのところは、そういう意味で基本的なインフラを整備するというところ、これ、至上命令でございまして、これをやってきたの、私どもの政府として、沖縄対策三十年間というの、その相当程度やっぱ客観的に見ると実績を上げてきたというふうに言ってもいいのではないかと。

ただ、例えば製造業における元々のポテンシャルが低いというふうな、そういう点がございまして、これからまだまだやらなきゃならない点はたくさんあるとは思っておりますけれども、言わば、これはある程度育ってきたと言ってもいいのではないかと考えております。

○海野徹君 尾身大臣は、非常にそういった意味

で可能性は大である、期待できるんだという御答弁だと思ふんですが、この新法の審議会の座長をやっていた法政大学の総長の清成先生、その審議の過程での発言なんか聞かなくてはならないんですが、公共投資や制度類の依存型経済を続けているとマインドも依存的になるというような発言をされているということも我々、目にするわけなんです。

こういうことを聞きますと、やはり今までやってきたことをかなり厳しく検証していった方がよろしいんじゃないかなという思いをどうしてもぬぐい切れません。その点については、また後日、細かな点で大臣に御質問をさせていただきたいなと思ひますが。

次の質問をさせていただきます。

失業率が高い。先ほど言いましたように、沖縄経済の状況の中で失業率が高いというのがあるわけなんです。若年層の失業率が一五％と非常に高いんです。これには、県内雇用の場の不足だ。これは、県内の企業、要するに製造業がなかなか育たない、育てることを一生懸命やってきたんだけれどもという話があるんですが、なかなかそういった意味で、雇用の場の不足、それで県内志向、県民の県内志向の強さがあるんだ、求人と求職のミスマッチもあるんだというような理由が言われているわけなんです。

新しい産業が起っていない、いろいろ今まで三十年間、開発計画を進めてきたにもかかわらず起っていない。しかしながら、三次産業のウェイトがどんどん高まってきた。そういう場で雇用を生んでいないんだらうかといううな思いがありました。

やはり、一五％は余りにも高過ぎる。この背景というのは、単なる製造業、あるいは新しい産業が起っていないということだけなんですか。その点について御質問させていただきます。

○政府参考人(武田宗高君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、沖縄県の雇用は、全体と

しても全国の失業率を例えば大幅に上回っておりまして、中でも若年層の失業率が非常に高い。これも、先ほど御指摘のとおり、一四・五％、約一五％という非常に高い失業率になっております。これ、全国で見ますと同年代で九・五％でございますので、この層が失業率全体を大きく引き上げているということでございます。

そういう若年層におきますミスマッチといひますか、この原因につきましては、例えば二〇〇〇年版の沖縄産業雇用白書というのがございます。この中でも分析をいたしておりますが、一つは非常に県内志向が高いということで、県外就職をすれば可能になるような就職の機会を逸しているということ、それから、先ほど来出ておりますように、情報関連企業等の分野が拡大をしておりますが、そういった成長分野に対応できる技術力のある人材が必ずしも十分でない、それから、過度の公務員とか教員志向によりまして需給バランスを欠いておる、また、賃金や勤務体系への不満とか、あるいは地域的な問題としましては、那覇市とかそういった都市部の過度の集中と、こういったものが例示として挙げられているところがございます。

○海野徹君 この間、資料をいただきました。十三年の月平均で、新しい求職、新規求職申込件数が七千六百九十九件、求人が三千二百四十五件、実際に就職したのは千八百二十三件。そういう数字を見ていますと、確かに県内志向が強いということと同時に、実際は求人が三千二百四十五件ありながら千八百二十三しか就職していない。かなりこの間に、求人側と求職を、要するに職を求めている側の雇用の、自分のキャリアをどう評価するかということ、相手にどう評価されるか、職場をどう評価するかということで非常にミスマッチがやっぱあるんだらうかというように思ふわけなんです。

金融特区とか情報特区、IT特区のようなある種の二国二制度的なものを沖縄で実施しようというようなことが今考えられているわけなんです。

私はここで、一つなんですけれども、これは提案させていただきたいなと思ふんですが、日本の場合、キャリアカウンスラー制度というのがないんです。私はこういう仕事を今までこれだけやってきまして、これだけの能力があります、だからこういう仕事を求めている、あるいは、企業側にしてみれば、こういう人材を求めている、こういう条件だったら採用しますよというので、その間に立つてカウンスリングする、要するに評価をしながらカウンスリングして就業支援をしていくと、そういうキャリアカウンスラーというのは、アメリカなんかは二十万人いるんですよ。これは本当にカウンスリングをやるものなんです。

今のハローワークにはその機能はあっても、実態としては絶対できていない、一人十分ぐらいの面接時間しかありません。じゃ、ハローワークの人員を拡充するか、それはもうできない話ですから、だから、私はある意味では、二国二制度的なものを金融とかITでやるんだつたら、キャリアカウンスラー制度についても、こういうことで若年労働者の失業率というんですか、そういうものを低めていく、あるいは失業率を低めるというキャリアカウンスラー制度というのを導入すべきじゃないかという思いがあるんです。

これは、また後日、質問としてさせていただきますが、今日は提案だけさせていただきます。

それから、産業構造の特徴として、沖縄の、県内総生産の構成比、これは一次産業、二次産業、昭和五十七年、一次産業が五・一％、二次産業が二・二％、三次産業が七五・二％。これが平成十一年度の場合には、一次産業が二・三％になっている。これは県内総生産の構成比です。二次産業が一七・六％、これも減っている。第三次産業は、先ほど言いましたように八三・七％、増えている。そのうち、相変わらず多いのが政府サービス業、一六・七％なんです。これは、離島県である沖縄において、公務や公立学校及び病院のサービス及び公的企業等の事業所数が相対的に多いため

ではないかと言われているわけなんです。

政府サービス業というのがこれだけ占める割合が大きいわけなんです。これ、レクの時、レクの担当者という議論になったんですけれども、市町村合併を今政府は進めようとしている。それ、沖縄の方々は、反対していらつしやる方もそれぞれ町村にあるわけなんです。こういう政府サービス業の割合というのが、市町村合併を進めていくということで、それは、効率化してポストが減る、あるいは生産性を上げていくということとで下がっていくものなんじゃないか。あるいは、下がらないとしたら、下がる下がない、下がるということもあるし上がるということもあるだろうし、それに対する、そういうことも進めないというところもあるんじゃないか、その点について御質問させていただきます。

○政府参考人(安達俊雄君) 沖縄におきましては、正直申し上げて、各都道府県の面積に対する市町村の数というのを計算してみますと非常に多いわけがございます。やむを得ない部分として、やはり一つの離島があったときに、これを、それなりのその地域における特色を持った行政をしていかないとけないというふうなことで、離島県であると、いろんな離島に分かれておるというような面もございます。

さはさりながら、やはり自治体としての効率性、あるいは人材面あるいは財政面も含めまして、より効果的、効率的に行政をやっていくということとが望ましいわけでございます。内閣府として具体的なビジョン、方向ということを持っていますわけではございませんけれども、総務省を中心としたこの市町村合併の促進ということについて私どもも全く同じ考えであり、沖縄の抱える問題を考えた場合にも、制約があるものの、できるだけ効率的な行政体制というのが望まれるのではないかとこのように考えているところでございます。

○海野徹君 時間が限られているものですから、二点ちょっと伺いして質問を終えたいと思うわけなんです、尾身大臣提唱されている大学院大学構想のことについて、大臣の方からお考えをお聞きしたいと思うと同時に、これ、単なる国立大学がまた沖縄にできるというものであつてはならないと思つておりますから、そのことを念頭に置きながら、私は、そうじゃないという思いを期待しながら大学院大学構想をお聞きしたいなということが一つ。

この点は大臣、ちょっと、非常に気になった部分がありまして、大学院大学構想ではなくてもう一点の問題なんです、これ、感想をお述べいただければ大変有り難いわけなんです、新たな沖縄振興開発政策の立案段階で、沖縄振興策を一手に引き受ける内閣内政審議室沖縄担当室長がこう言つたというんですね。

これは、打合せのとき、これ、メモに残つていふことを言うわけなんです、沖縄新法は沖縄に対する政府のプレゼンみたいなものだ、沖縄にしてみれば政府がどれだけやってくれるかが関心事だ、沖縄では地方分権の発想は評価されない、新法が沖縄で利用されるかどうかは、需要があるかどうかは気にする必要はない、とにかく法律を作ることが目的でニーズは二の次だというような発言をしている。安保関係者以外は沖縄は全然重要ではないというのが本当のところだというような発言をしているという、こういうメモがあるというんですね。

この辺が、先ほど言つた開発方式が終つたにもかかわらず、振興局がこういうようなことであつては、私は、今まで三十年間とまた同じことを繰り返すのではないかなという心配をするものですから、このメモがないことを祈るわけなんです、あると言つていふものですから、その辺のことを、感想をお聞かせいただきたいと思ひます。二つだけお願いします。

○国務大臣(尾身幸次君) 後半の部分に關しては全く事実無根であるというふうに考へており

ます。

沖縄の大学院大学につきましては、先ほどからお話しの、問題点のいろんな指摘がございましたが、その指摘の裏返しとも言つべきもので、沖縄自身の全体としてのポテンシャルを高めるということを考えているわけですが、しかし、この大学院大学構想は、後で詳しい説明をする機会もあると思いますが、自然科学系の、特にパイオを中心とする大学院でございまして、全部英語でやる、学生及び教授陣も半分以上は外国の人にするということ、世界最高水準の大学院大学を作るつもりでおります。

そして、アジアやアメリカやその他の国々の、例えばアメリカのカルテックとかあるいはスタンフォードとかMITとか、その種類、そのクラスの大学との連携をしながら進めていきたい。それによつて、これは沖縄の人だけを対象にするものではなく、むしろ世界全体から最高の学生を集めてきて、最高の教授陣を集めてやるということとございまして、日本の大学の枠に、大学の法律の枠に全くはまらないものだというふうに考えております。

国はお金を出すことを中心にしていますが、しかし、その内容とか運営の仕方とかは全くインターナショナルでフレキシブルなど。このインターナショナルという言葉とフレキシブルという言葉とをキーワードにして、システムとしても最高のシステムでやっていきたい、それによつて最高の人材を育てて世界に送り出すということをしていきたいと考えております。

そして、その送り出すプロセスにおいて、場所は沖縄でやりますから、沖縄にいろんな形で人材も育ってくるだろうというふうに思ひますし、沖縄全体の水準も高くなってくるだろうと。そういうことをねらつていふわけとございまして、また、いずれ機会を見て、少し詳細に説明をさせていただきます。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。尾身大臣始め内閣府の皆様、連日御苦勞さまで

ございます。

今日は、この委員会、委嘱審査ということで内閣府の予算を基本的に審議しているわけでありまして、すけれども、私、時間が大変限られておりまして、来週月曜日に振興新法の審議も当委員会でするわけでありまして、本日の私の質問も、幾つかこの振興新法に係つてお聞きをすることもあるかと思ひますけれども、是非御了承いただきたいというふうに思つてございまして。

最初に、沖縄におけるIT化の促進についてお伺いをいたしたいと思ひます。

私は、今年の一月、この委員会の委員派遣で、佐藤委員長を始めとしてほかの同僚の委員、理事の方八名と沖縄に行つて様々な場所を視察させていただきました。大変に勉強になったわけとございまして、その中に名護市のマルチメディア館もあつたわけとございまして。

私は、やはり沖縄の経済の自立化を図つていく中で、IT化というのは大変大事である。これは当然、私が申すまでもなく、九八年に沖縄県のマルチメディアアイランド構想が出てから、地元といたしましても、このIT化促進しようじゃないかと大変熱心にやつていふわけとございまして。

私は、内閣府から出ている文書とかを読みまして、この沖縄のIT化というのは二つの柱があるというふうに理解をしております。

一つは、情報通信関連産業の育成並びに誘致ということが一つの柱である。もう一つは、やはり沖縄県が島嶼県ということで、大変広大な地域にたくさん島の離島を抱えている県である。これが一般的には不利といふ面でも言われていたわけですが、逆にこの距離があるということを生かして、その一般レベル、草の根レベルでのIT化を進めることによつて、はつきり申し上げると、日本のほかの地域よりもIT化の効果が非常に高い、社会に対するインパクトが高い、それがもう一本の柱であるというふうに私、理解をしております。

これは、余り沖縄に關係ない話なんです、私、ある出版社の社長さんと東京でお話をしております。遠山さん、アメリカでIT化が進んで日本でなかなか進まない原因というのは、一つは土地の広大さだと言ふんですね。アメリカではもうこの距離がすごく離れている。この人、出版社の社長ですから、最近インターネットとかコンピューターの画面で本をあたかもバーチャルに読んでいるようにページめくつてくれると、こういうのがアメリカでは大変はやつていふところ、ところが日本ではそれを導入してもなかなか売れない。何でもかといつたら、やっぱりみんなコンピューターで本読むよりは本屋さんに行つて本を買ふところ。ところがアメリカでは、本屋さんが何百キロ離れていふところ、住んでいる人たちは、やっぱりこのITを使つて今まで地元の図書館とか本屋にはない本も読めるようになったと、こういうことなんです。

ですから、私はこういう観点からいふと、沖縄で、一般レベルで、特に離島に住んでいる方々にとつてこのIT化のメリットというのは大変大きいと、同じ理由から思ふわけとありますが、ただ、まず最初にここで聞きたいのが、それを前提に、私も宮古島とか石垣島とか何度か、昨年、両方合せて十回ぐらい行きましたけれども、なかなか、やはり離島に行つて島の方々と話をすると、インターネットとかEメールとかコンピューターで本を読むとか言つても、はあと言われちゃうわけなんです。必要は発明の母という言葉もありまして、やはりニーズを感じなければ、あつても使われないという側面、すごくあると思ふんです。

私は是非このITを、インフラ整備とかあるいはITはすばらしいというふうなスローガンだけでいくんじやなくて、具体的に離島に住んでいる人たちにとつてこのIT化、コンピューターとかインターネットはどういうメリットがあるのか、例えば地元の図書館にない本がコンピューターで

読めるようになるんですよ、沖縄本島へ行つて那覇の大きな本屋さんに行つて本買わなくても宮古島で本読めるんですよとか、具体的にそういう啓蒙活動、広報活動していかないと、これ、草の根レベルでのIT化というのはなかなか進まない。進まなければ、やはりITの産業を持ててきても沖縄の地元から出る人材が育たない、出てこないという側面があると思いますので、是非こういう観点の啓蒙活動をもつてやっていただきたいと思うんですが、大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 私、正におっしゃるとおりだと考えております。

特に離島でございますと、アメリカよりもっと時間、距離が長い。情報のセンターにアクセスするための物すごく労力が掛かるわけでございまして、例えばインターネットでいろんな本を読むとか、あるいは物を買うとか、そういうことが本当にできるように既になっているわけでございまして、なっているんだということを体験的に沖縄の人々が理解をしたならば沖縄におけるIT化というのはかなり急速に進むような状況になるんじゃないかと。

現在ただいまそういう状況にはなっていないと思いますけれども、そのための例えばITの教育とかPRとか、そういうことをやっていくことが大変大事だと思いますし、おっしゃるように、アメリカと同じような意味において離島がかなりある沖縄においては、IT化のメリットというのはほかのいわゆる都市中心部にいる人々にとつてもやはりあるに大きいものがあるというふうに私もは考えております、そういうことも含めて力を入れてPRに努めて、本当に生活とか経済にITのシステムといいますか、そういうものが根を下ろしたような状況を一日も早く作り上げていきたいというふうに考えております。

○遠山清彦君 大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

たけれども、私、今、日本全国でも高齢者の方とかいろんな方々対象にIT講習とか、我々公明党も頑張つて導入したわけでありましてけれども、ただ単にコンピュータを使えるようになるということだけではやっぱり人間使わないと思うんですね。だから、逆に言えば、コンピュータ使えない人でも、コンピュータを使ったらこんなことができるというところが分かれれば、だれも教えないでも本人はやると思うんです。

そういう面で、やはりこれからは非そういう体験的に、コンピュータで本をオーダーしたら本当に本が来て、それで体験的に喜ぶとか、そういう経験を離島の方にしてもらおう企画とかイベントとか、そういうことをどんどんやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

続きまして、今度、金融特区のお話をさせていただきたいと思いますが、今、内閣府、これは来年度の予算の中でも、金融産業育成のために内閣府として基盤整備とそれから人材育成が大事だということとで事業費を予算で計上しているというふうに理解をしておりますが、二点、お伺いをしたいと思います。

一つは、金融関連産業の誘致のための基盤整備というのは具体的に、私はちょっと書類、あるんですが、余りにも抽象的なもので、具体的に何をやっていくのかということが一つでございます。

それからもう一つ、金融に係る人材育成のモデル事業と。これは、平成十四年度から十六年度まで二年間で三千万円掛けて内閣府が事業主体になりまして教育研修セミナーを実施すると。

これは、総受講人数が三百名ということで、金融基礎、コールセンター、金融各論について勉強をするコースをやるということなんですが、まず私が聞きたいのは、この三百名の受講資格、どういう基準で受講者を選んでいるのか、これが一つです。

それからもう一つは、この研修場所はどこなんでしょうか。

特に、ここで私が気にしているのは、沖縄本島

の方も北部から来ると遠いわけですが、那覇とかでやる場合、離島からこういう研修に参加したいという方に対してどういう対応をされるのかということと、あともう一つは、この三百名の方、このセミナーを受講された方が、終わった後に就職のあっせん等をしていただけるのかどうか、あるいは、そういうあっせん等はないんだけれども、研修セミナーを、内閣府のやるセミナーを受けたことでこういうメリットがあるというふうな観点でお話を聞かせていただきたいと思っています。

○政府参考人(安達俊雄君) まず、最初の御質問にお答え申し上げます。

金融業務特別地区における基盤整備でございますが、具体的な対応に向けて来年度の予算として二千三百万、計上させていただいております。

総合的な調査検討を行いたいと思っておりますけれども、一番中心として地元自治体からも期待が強いのは、インフラといいますともう道路からすべてということではございますけれども、何となくともやはりこういった企業の受皿となるようなインテリジェンス性を持ったようなオフィス、そういったものをどう整備していくかということが一番要望としては強くございます。したがって、そういったファシリティーをどういうふうな整備していくのかいいのかというところがどちらかというところと中心的に検討すべき課題ではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、人材の育成でございますけれども、受講資格、研修場所等についての詳細はこれから検討でございますが、受講資格という面を考えましたときに、一つは、先ほど来議論も出ておりますけれども、若年労働者の失業の問題というのは非常に深刻であるということでございます。若年層を中心に研修をしていくというのは適当ではないかというふうに考えているところでございます。

研修場所については全く未定でございますが、今後検討させていただきたいと思っておりますが、受講

資格の関係において申し上げますと、離島からの研修生というのは当然これを歓迎するものでございます。宿泊費までは持たせなくても、この研修については無料にしたいというふうに思っております。

それから最後に、就職に結び付くような、例えば就職のあっせんといった対応はできないかという御質問でございます。こういった直接な対応は予定しておりませんけれども、私ども、この人材育成ということと雇用、この面での雇用というのには並行して進めていかないとけないというふうにはバランスを欠いておるといふふうに思っております。したがって、この研修につきましても、既に沖縄に新たに進出した金融関係の企業ともよく相談をしてみたいというふうに思っております。

名護におきまして、最近におきまして投資顧問業、そしてインターネットを通じた証券活動、インターネットの証券、ネット販売といいますが、そういったことを行う企業が立ち上がりまして、インターネット証券、ネット証券の業務としましては今年の五月から業務を開始する予定というふうに聞いているところでございまして、具体的な人材のニーズというのは既に出てきているわけでございまして、うまくこのマッチングができるように行政サイドでもきめ細かく対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○遠山清彦君 ありがとうございます。

基盤整備に関してオフィスの整備が一番大事だということ、私もそうかなというふうに思いますが、今、金融特区ができたときに、恐らく名護には決まっていると思うんですが、それらの方に新しくまたオフィスなど整備しなければいけないんだろと思っておりますが、金融特区に関しては、今日時間ありませんので、ほかにいろいろ質問あるんですが、あと一点だけ質問させていただきます。

これは、振興新法の五十六条に書いてある内容です。また以前、特定自由貿易地域でも同じような要件があったと思うんですけど、この特区の中に誘致をする金融業者の一つの条件として常勤従業者の下限を政令で定めると。これは、もうマスコミに出ているとおり二十名ということになっていて、あれですけれども、確かにこれは沖繩の雇用対策の一環としてこういう政令が出ているんだらうというふうには私は理解をしております。それはそれで分かるんですが、しかし、今、金融業の中でハイレベルの金融の企業の中には少数精鋭で知識集約型でオペレーションしているところもたくさんあると。つまり、二十名以下で大変に生産性の高い金融取引を扱う企業というものがあると言われております。そうすると、この二十名という下限があると、こういった企業、来れないと。

私は、日本で初めて、沖繩でも初めて金融特区をやるということであれば、なるべく要件は緩和をしていろんな企業が、小規模のところも入ってくるようにしたい方がいいのではないかと。そういう考えをちょっと持っておるんですけども、それについて御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(安達俊雄君) 御指摘のように、この金融業務特別地区におきます要件として雇用人数二十人以上ということが、具体的にはこの税制の決定の中で既に方針として出されておるわけでございます。

ちよつと正確に申し上げますと、この金融特区制度に関連する税制は二つの制度の選択制になっております。法人所得控除三五％、これ、先進国としての我が国の税制としては目一杯でございます。タックスヘブンの関値に近いところまで来ているわけでございますけれども、この法人所得控除という制度が一つ。もう一つは、一五％の投資税額控除、これも我が国では例を見ない水準の投資税額控除でございます。

この二つの制度を選択適用、選択すればいいということになっておまして、投資税額控除につ

きましては、実際の投資に見合つて税制の恩典が付与されていくわけでございますので、こういった要件は課しておりません。したがって、法人所得控除ということで見えた場合ということでございます。

このいきさつでございますけれども、実は、この制度というよりは三年前に特別自由貿易地域制度を設けましたときに、正に沖繩の特殊事情ということで思い切つた制度をとることが強く望まれ、その際も法人所得控除三五％が同様に選択制度として認められたわけでございます。

しかし、一方におきまして、NIRA研究会における議論の中で憲法上の平等論ということがございました。場所が違ふだけで同じ国民、法人も含めまして、全く税率が違うというのは明らかに憲法の平等権に反しておる、という工夫が必要なのかという議論がございました。そういった議論、与党サイドも含めた議論の中で、やはり沖繩経済への貢献とそして思い切つた税制による受益という、貢献とその受益と、貢献による負担と受益というもののバランスという考え方が重要ではないかという議論がございました。それとともに、それじゃ貢献といった場合に政策的に何が一番貢献が期待されるのかという、雇用問題でございます。

というふうな中で、最低限の水準として二十人以上ということが決定されたといういきさつがございます。その点の御理解を賜りたいと思っております。

○遠山清彦君 ありがとうございます。安達さん始めとして内閣府の方々が大変難しいこの金融特区の問題で政府内で御尽力されてこまでござつたということ、私は高く評価をしておりますし、今、選択制ということで、この法人税の所得控除制度を利用しない場合、もう一個の方を利用した場合にはこの要件はないということでございますので、それはそれで理解をいたします。

ただ、この金融特区にしましては、元々モデルにしたのがアイルランドのダブリンにある国際金融サービスセンターというところでありまして、これにしましては、私、次の機会にちよつともう一回深い議論をしたいと思ふんですけども、いろんな要件がアイルランドの場合、あつたと言われております。

アイルランドのケースと沖繩を比べると、やはり幾つかの条件で大変沖繩が後れている、未整備である、あるいは条件が悪いというようなところがありますので、こういったところを克服するということも考えたときに、やはりアイルランドと比べても、ちよつと言ひ方は悪いですが、異質なくらい優遇措置を取らないとうまいかないんではないかという感じが私は持っておりますので、その点を今日は強調させていただきます。

国交省さん、今日来ていただいて申し訳ないんですが、また次の機会に観光振興についてちよつとお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。私は、まず最初に北方露参の問題で質問をさせていただきます。

今回、鈴木宗男氏の利権疑惑にまみれたこの北方四島の住民支援額ということでございます、ピーク時には三十億八千四百万円と、初年度の百二十倍に膨脹し、湯水のようにお金が使われたわけなんです。島が早く返るためだというふうに言いながら、その見通しもなく、結局はこの利権疑惑が増えるだけでした。その一方で、肝心の旧島民への支援、これは訪問経費への助成とか旧漁業者への融資程度の本当にわずかなスズメの涙の対策でしかないと思ふんです。

○国務大臣(尾身幸次君) この旧島民の皆様への

対策につきましては、これ、議員立法でできた法律によりまして百億円の基金がございます。その基金の運用果実を元にしていろんなことをやっているわけでございますが、近年、金利低下の傾向もございまして、実際に使用できる金額が少なくなっていることも事実でございます。

私も、そういう中でいろんなやりくりをしながらこれを進めているわけでございますが、基本的には、議員立法でできた法律でございますので、それに基づいて支援をやっているということで、政府といたしましては、その枠内でできるだけやりくりをしながら旧島民の皆様に対する支援をしているということでございます。

これについてどう評価するかということについてはいろいろ御議論もあらうかと思ひますが、いろいろやりくりをしていくより仕方がないかなというふうに感じているところでございます。

○紙智子君 元島民の皆さんは――問題になりました例のしげ、友好丸、二億円掛けているわけなんです。それで、色丹島には港もあるし、ああいうしげが本当に必要なんだろうかと、それに引き換え、我々が露参や自由訪問で行く船はもうちよつと何とかならないのかというふうな声が出ています。

大臣、露参に使う船ですけれども、これは官庁の漁業取締船とかあるいは訓練船ですね、元々若い人たちが訓練のために使うという、そういう造りになっておるわけですから、高齢者の皆さんにとつては肉体的にもとても厳しいものがあります。私も居住者連盟の皆さんとお話をしたときにこの話、出ていましたけれども、チャーター船、民間のチャーター船も含めて、やつぱり狭くて、そして階段が物すごく、はしごといいますか、急で、非常にきついです。二段ベッドで非常に狭い。寝返りを打つのも大変というふうな状況になっていて、行きたいけれども、もう本当に元氣なうち一度は行って露参したいとか、そういう思い、希望はあるんですけども、やつぱり体力的

なことを考えますと、これはもう断念せざるを得ないというようなことであきらめる人も増えていくんですけど、提供している船舶がこういう状況にあるということを御存じでしょうか。

そして、当面私は、やはり北海道の北方警備事業への国の助成を組んで、そして少しでも快適な旅ができる船を提供すべきだというふうに思います。それをやれば、それだけじゃなくてビザなし交流や自由訪問にも使えと。国の専用の船舶を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(坂巻三郎君) 恐縮でございますが、事実関係をちよっと申し上げさせていただきます。

○委員長(佐藤雄平君) 端的にね、端的に。

○政府参考人(坂巻三郎君) 二つありまして、ビザなし交流は民間の船舶をチャーターしておりまして、三百トン強の船でございます。それにつきましては、居住性が良くないので、高齢化した元島民の皆様方から大型化をするようにという御要望がございます。

もう一つ、募参につきましては、これは北海道が事業としてやっておりますので、直接国からの予算的な支援はできないということで、私どもができるということで、国の保有船舶を内閣府の方からいろいろお願いをしまして無償で提供していただいております。

それで、ちよっと事実関係を申し上げますと、例えば運輸省の航海訓練所の船を提供していただいたことがございますが、そちらの方は逆に五千トンぐらいの船でございます。元島民の方々からは、非常に居住性はいいですが、向こうの港湾設備がありませんので、その五千トンの訓練船には北海道の方からまた伴走の形でちよっと中くらいの船を用意していただきまして、それでもまた高齢の方が島には渡れないものですから、向こうの今のお話のはしけというふうなものを出してもらいまして、三段階、四段階で乗船をしていると

いうことがございます。

最後に、先生、もうちよっと船舶については考えるようにということでございますが、ほかの訓練目的の船をたまたま北方四島の方に行っていたという形を取って無償で提供していただいているものですか、非常に制約はございますが、募参というのは非常に人道上の重要な問題でございますので、できるだけ余り大きな過ぎないような船というふうなことも考えましてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○紙智子君 要は、言いたいことは、そういう御高齢になられて、そして渡りたいという思いでいるわけで、できるだけやっぱ負担が掛からないような形でいろいろ考えていただく必要があるんじゃないかと。やはり、元々その島に住んでいたわけですから、そういう自分の島を奪われて、そして領土の問題がなかなか解決しない。これ、地域ではどうともし難い問題ですよ、国の責任にかかわる問題なわけですから。そういう中で、せめてもの旧島民の皆さんの願いにこたえるということでは、国の支援を強めていただきたいというところをお願いしたいと思っております。

それから、続きまして領土返還問題にかかわって御質問をいたします。

今度の鈴木宗男氏の疑惑の背景にこの北方領土の返還問題が大きく関係していることが次々と明らかになりました。特に、外務省の文書でも明らかにように、鈴木氏はこういうふう述べています。「そもそも、北方領土問題というのは、国の面子から領土返還を主張しているに過ぎず、実際には島が返還されても国として何の利益にもならない。」もう驚くべき発言をしているわけです。その上、「戦後五十年もたつて返還されないという事実を踏まえ、我が国は領土返還要求を打ち切つて、四島との経済交流を進めて行くべきと考える。」というふう言っているわけです。

て、それを自らの利権の対象にできたと言われても決してこれは過言じゃないというふうに思うんです。

こういう批判が集まっていることに対して鈴木氏は、私が言っているわけじゃない、これは、返還運動をやつてきている人がそう言っているものであつて、それを言つたまでの話だということを、おつしやつておられるわけですね、しかし、これは外務省が文書で出しました。その外務省の見解でも、あの文書については、あれ以上もこれ以下もないんだということではつきり完全に否定をされているわけです。

さらに、先日、十九日に我が党の志位委員長が会見で明らかにいたしましたけれども、鈴木議員とロシア外務次官との秘密会談記録ですね。その中で二島返還先行論と。これ、実際には二島返還先行じゃないと、二島返還でおしまい論と、二つ返つてきたらもうそれでおしまいというふうな話になっていくわけですね、いずれも、これが領土返還運動に非常に大きな困難をもたらしたというふう言えると思うんです。

そこで、外務省、今日は大臣はいらっしゃらないんですが、副大臣、そう思われないでしょうか。○副大臣(杉浦正健君) まず、御指摘の面田参事官の作つたメモでございますが、あのメモについては問題点がございまして、議員の部屋へ説明に行つた面田参事官に対して、北方四島、書面によれば、それについてのいろいろな意見開陳の中でそのメモとして記載されておられるわけでありまして、鈴木議員は、党籍、自民党を離れられる声明その他の中で、今、委員がおつしやつたように、そういう意見を持った人がいるという趣旨で紹介したと抗弁しておられるわけです。

あのメモそのものがクロスチェックを受けていない。メモを作つた際に鈴木議員のところへ持つていつて、先生の御発言はこうでございましたねと確認を取つた上でできたメモではない。私は弁護士なんです、反対尋問を受けていない内容のものだという問題点はあると存じます。

面田参事官は、参議院でしたか、予算委員会の答弁で、あれ以上のものでも以下でもないと言つておられるわけですが、そういう内容のものでございまして、その点について、面田参事官はそういうことを言つておる、鈴木先生はそういうふうにおつしやつておるというわけで、これは裁判でやつて確定するかどうかという性質の問題でもないと思ふんですけれども、問題点があるということとは御指摘せざるを得ないと思います。その上で、あの御発言について外務省の立場でコメントするということがいかなものかと、こう思うわけでございます。

いずれにいたしましても、鈴木議員は一連の疑惑について政治的、道義的責任を取られて自民党を離党されたということであることはもう申し上げるまでもないと思います。

それから、志位委員長がプレスで発表された文書につきましては、会談があつたことは事実でございますが、これは鈴木議員が一議員としてのお立場でロシア側との間で非公式に行われた意見交換の場でございますので、外務省としてあるいは政府の立場でコメントすることは適当でない、こう思つております。文書の出どころも不明でございます。まして、外務省としても、その内容や存否につき確認することは差し控えていただくのが適当だろうというふうに思つております。

○紙智子君 今いろいろお答えになったんですけども、志位委員長が指摘をした文書の中身でもその会議があつたということは認められております。そして、その会議に外務省から東郷氏が参加をしていただ。

これ、私的な立場というふうにおつしやいますけれども、外務省の人間が、しかも来ている相手の方は正式な立場で来ているわけですから、そういうことはやっぱ言い逃れになるんじゃないかと。やっぱ多くの人たちがそのことについて大きな疑惑を抱いているわけで、これについてもきちんと責任を持った対応が必要だというふうに思ひます。

ちよつと時間がありますので、そのことも含めてお考えいただきたいということで、次の方に移らせていただきます。

それで、友好の家の入札資格の疑惑をめぐる問題です。

この問題は既に予算委員会が我が党の筆坂秀世参議院議員が取り上げました。入札説明会に参加したのは、受注した渡辺建設及び犬飼工務店を含む他の四社です。そのうち入札資格がなかったのは、大和工務リース、これ本社が大阪にある、それから山九、これは東京に本社がある、それから第一土建工業、これは施工実績が不足という三社で、残りの村井建設だけが参加資格があったというふうになっています。

そこでお聞きしますけれども、この入札参加資格では「根室管内において施工実績を十分有する者であること」というふうになっていますが、とてもこれ、抽象的なんですね。さっぱりよく分からない。施工実績を十分有しているという基準があるはずですが、具体的にどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(齋藤泰雄君) お答えいたします。

村井建設の根室管内における実績でございますが、同社に照会いたしましたところ、平成三年十二月から平成九年十月に掛けて二件の民間会社の支店を建設したほか、五件の公共事業を元請で担当しております、こういったことから、もし同社が仮に資格審査書類を提出していれば、入札参加資格ありと認定されたであろうと思われま

す。

○紙智子君 具体的な施工場所、受注額、ジョイントの状況ですとか、具体的にちよつと答えていただければいいですか。

○政府参考人(齋藤泰雄君) 請負金額については御容赦いただきたいと思いますが、平成四年、根室市道営住宅、元請、単体でございます。平成六年二月、標津、標津特別借受け宿舎、元請、単体でございます。平成七年、中標津、北海道根釧地区高等養護学校、元請、ジョイントベンチャーで

ございます。平成九年、根室、根室警察署庁舎新築工事、元請、ジョイントベンチャー。以上でございます。

そのほか、二件の民間会社でございます。

○紙智子君 受注額は幾らですか。

○政府参考人(齋藤泰雄君) 公共事業の部分について御説明いたします。

平成四年の根室市道営住宅でございますが、一億一千五百六十五万円、六年の標津特別借受け宿舎、一億六千九百五十万円、平成七年の北海道根釧地区高等養護学校、一億五千五百一十一万円、平成九年の根室警察署庁舎新築工事、二億五百八十八万円でございます。

○紙智子君 最後、もう一回、何とおっしゃいました。

○委員長(佐藤雄平君) 齋藤局長、はっきり。

○政府参考人(齋藤泰雄君) 根室警察署庁舎新築工事でございます。

○紙智子君 その村井建設の事業について、この間、私たちもずっと聞いてきたわけですが、それで、実際に七件あるというふうになりまして、お答えになりました。それで、その七件の中で調べていきますと、結局、最初の言われていた三件については根室管内じゃないところだったわけですね。その後、また今言われたことが出てきたわけですか。

○政府参考人(齋藤泰雄君) 村井建設に照会したところは、先ほど申し上げたとおり、場所につきましては、根室であったり中標津であったり、あとと標津でございますが、この三か所七件でございます。

○紙智子君 当初私たちが聞いていたところでは、最初に言われていた三件というのは、阿寒ですとか、それから根室管内の外に作っているのが三件紹介されて、それ以外はまだ分からないという話だったわけですね。そのほか、今言われたところがあるということなんですか。

○政府参考人(齋藤泰雄君) この案件につきましても、入札参加資格の中に根室管内というふうに明記されているところがございます、具体的に

は根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町、こうなっているわけですが、村井建設にこの管内において施工した工事と実績として何がありますかというふうな照会したことに對して私どもが得た回答がたまたま申し上げたところでございます。

○紙智子君 それは間違いないですね。

○委員長(佐藤雄平君) 齋藤局長、時間が迫っておりますので、端的に。

○政府参考人(齋藤泰雄君) 村井建設に照会したところを御紹介した次第でございます。

○紙智子君 この間、いろいろやり取りしてきましたけれども、非常にそういう点では、外務省の方からの回答が、疑惑が本当に大きくなるような回答しかされなかったわけですね。

それで、元々、同種または類似工事ということで、友好の家との関係でもそういう入札資格というふうになったわけですが、私たちが、やはり本当にこの入札そのものが形式的で、そして偽装的なものではないかと。結局、自動的の渡辺建設に受注されるということが初めからあつて、そういう中でこの事態がなかなか明らかにされないでいたのではないかと、今聞いたことを私たちも更に調べますけれども……

○委員長(佐藤雄平君) 質問時間が過ぎておりますから。

○紙智子君 はい。

引き続き追及するというのを申し上げます。

○島袋宗康君 国会改革連絡会の島袋宗康でございます。

多くの方が似たような質問をされましたけれども、どうぞ質問にお答え願いたいというふうに思っております。

まず、沖縄県は今年、復帰三十周年を迎えます。この間、十年単位の三次にわたる沖縄振興開発計画が策定されました。そして、いずれの計画でも本土との格差は正及び自立的発展の基礎条件整備がうたわれております。しかし、沖縄県では、相

変わらず一人当たり県民所得は全国平均の七〇％程度、失業率は全国の二倍以上という状況を低迷しております。

沖縄振興開発計画で掲げられました目標は、いずれも達成できておりません。それは一体どこに原因があるのか、担当大臣に御説明をお願いいたします。

○国務大臣(尾身幸次君) この三十年間に三次にわたる計画を策定して、本土との格差は正あるいは自立的発展の基礎条件の整備ということで私も全力を挙げて取り組んできたところでございまして、この間に六・八兆円の国費を投入いたしました。施設整備面を中心として本土との格差につきましては相当程度是正をされてきておりまして、着実にその成果を上げてきているというふうに認識をしております。

しかしながら、なお失業率、本土と比較して、もちろん二倍とまでは行きませんが、本土の五・三％に対して七・二％と高い水準にあること、一人当たり県民所得も本土の七二％という水準にとどまっていること等、なおこれから一層施策を充実していかなければならない状態であるというふうに考えております。

そういう中で、一つの大きな方向は、格差是正からむしろ自立経済の達成という、言わば民間主導型の形でいきたいというのがこの法案の趣旨でございます。今後そういう方向で努力をしてまいります。

ただし、だからといって、格差是正についてはもうこれで終わったということではもちろんございませんで、今後ともこの点も当然重点的に考えて施策を推進してまいりたいと考えております。

○島袋宗康君 大臣、ひとつ、いろんな意味で大臣が努力されている点については非常に日ごろ感謝しておりますので、より頑張ってくださいと思います。

由貿易地域の制度もその一つであります。しかし、この制度も当初の思惑どおりに運んでいけるとは思えません。したがって、この問題点というのがなかなか、改善の余地があるのかどうか、もしあるとすればどういう方向でこの自由貿易地域の問題について改善をされていけるのか、御所見を承りたいと思います。

○政府参考人(安達俊雄君) 平成十一年三月に、特別自由貿易地域として中城湾港新港地区への指定をいたしました。以来、合計八社の立地が実現若しくはめどが付く状況になってきております。そういう一定の成果を上げてきているわけでございますけれども、この指定した百ヘクタール以上の用地ということも考えてみますと、更に立地を大いに促進していく必要がございます。

御質問の改善の点といたしまして、具体的な改善の一つといたしまして、立地の円滑化を図るために、今回の法案におきましては——入居企業へのビジネスサポート業務等を行う管理運営法人、ここをきっちと設定をして対応を図っていきたいという県の強い要望がございます。これに對しまして、地方税の減収補てん措置等の支援措置を法案の中に盛り込まさせていただいてるところでございます。

また、レンタル工場ということで、一から土地を取得して工場、建屋を建ててというよりは、簡便に工場の操業をスタートできるレンタル工場、賃貸工場というのが非常に有効であるというのがこれまでの積み重ねでも、沖縄におきましてこの自由貿易地域の実績も示しているところでございまして、今後の増設の要望が県から出てきたときには、私ども、よく中身は検討させていただきますが、前向きに検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、企業誘致活動は、従来に比べまして、ここ数年、県としては非常に力を入れてきてくれているわけでございますけれども、私どもとしてもなお一層積極的に企業誘致活動にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○島袋宗康君 今、金融特区構想が持ち上がっております。それはどのような構想なのか、世界の先進モデル地域はどこなのか、仮にその構想が実現した場合に沖縄経済にどのような波及効果があるとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(安達俊雄君) まず、モデルということでございますが、これにつきましては、私も、諸外国の事例を調査してまいりました。平成十年度、十二年度及び今年度十三年度でございます。

具体的には、米国のフロリダのタンパ、それからテキサス州のオースティン、スウェーデンのストックホルム、アイルランドのダブリン等の調査でございますが、直接その特定の地域をモデルというところとして設定しているものではございません。

続きまして、その波及効果でございますけれども、分野は異なるわけでございますが、IT関係につきましては、ここ数年非常に政府としても努力し、平成十年の情報通信産業振興地域制度を創設して以来、他の施策も併せて、県も努力いたしまして約六十社、四千人を上回る新規雇用の創出を実現したところでございます。

金融におきまして、できるだけ多くの企業がこれによって立地し、雇用効果を発揮していくというのを期待しているところでございまして、現実の動きといたしまして、名護におきましてネット証券の会社が五月にも業務を開始するということを伺っているわけでございます。こうした動きを更に加速するように頑張っていきたいというふうに思っております。

なお、やはり最初の何社かを立ち上げるというところが一番苦しいことだと思います。ITのときもそうでありました。私自身、一社一社訪ねて、どうか沖縄に立地してくれということで、前例はあるんですかと、ありません、ないと非常に難しいと言われながらも一社一社実現をお願いし

て、そしてある程度の立地ができますと、むしろ他社に負けまいというようにどこぞどん流れができてくるというようにございまして、金融業務の集積も、最初何社かを成功事例として立ち上げるのは、一番苦しい時期であろうかと思えますけれども、政府としても熱心に頑張っていきたいというふうに思っております。

○島袋宗康君 どうもありがとうございます。尾身大臣は、沖縄の大学院大学構想に熱心に取り組んでおられることに敬意を表します。その視察のために今夕にはシンガポールへ向けて旅立たれるとのこと、誠に御苦労さまでございます。

するかどうかを今いろいろ関係者の御意見を聴いているところでございますが、そんなに規模は大きくないんですが、全部英語で学内の会議も授業もやる、こういう大学は日本にありません。それから、外国から半分以上の学生及び教授陣を連れてくる。それから、外国のいろんな研究施設、大学等と連携をするということ。それから、それに基づいてその周辺に、筑波型にはしたくないと思っておりますが、筑波が必ずしも成功していると思っておりますが、この大学を中核とする企業関係の研究施設も誘致をする。誘致をするというよりも、大学の水準が高くなれば自然にこの周辺に研究施設が集まると思いますが、そういうふうにしていきたい。

そこで、今、大臣がお考えになっておられる大学院大学構想とはどのような構想なのか、世界にそのモデルはあるのか。また、世界の優秀な頭脳を集め、陣容を整えるためには、研究施設や資料センターやあるいは宿泊施設等、かなりの条件整備が必要であると思えます。その点について御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 沖縄について、これから自立経済を目指して頑張っていきたいというふうな考えを持っているわけですが、私はこの沖縄担当の大臣であると同時に科学技術政策担当でもございまして、そういう中で、結局、自立経済を達成するためには沖縄自身の水準を科学技術面で高めなければならないということを強く感じた次第でございます。

そこで、就任以来いろいろ考えてまいりましたが、この沖縄に、政府として沖縄振興は政府の政策の大きな柱でございまして、そういう政策的な重点を置ける沖縄ならば、現在の日本の大学の在り方にこだわらない理想的な大学院大学、研究とそれから人材育成、両方できる大学院大学ができるのではないかと考えて、要するに世界最高水準の国際的な大学院大学を作ろうことを考えたわけでございます。

そこで、ベスト・イン・ザ・ワールドという考え方の理念を守り抜いて、どういう大学院大学に

提議すべき相手先も今検討中でございますが、例えば、アメリカのカリフォルニア工科大学とかスタンフォードとか、カリフォルニア大のサンディエゴ校とか、あるいはMIT、マサチューセッツ工科大学とかであります。同時に、実を言うと、シンガポールは、リー・クアンユー首相がバイオ関係の科学技術の発展をひとつやっていくというところで、ITから実はバイオの方に戦略の重点を移して、その代わりバイオでは世界一を目指そうということで、シンガポール大学にそういうところを充実しております。

そこで、このシンガポール大学と連携することとが沖縄の大学院大学の非常に大きな重点になりますので、是非行って、向こうの大学の幹部の方、それから首相にも会ってまいりますけれども、そういう方と話をして、先日、小泉総理が行かれたときも日本とシンガポールの科学技術の交流を促進するということを首脳同士で決めておりますので、具体的にはこういう大学ベースの協力、連携も大変大事だと思っております。その方向を模索していきたい。

先方も私が今まで会った限りにおいては大変前向きでございまして、そういうところから一つのネットワークを組んで、国際的なネットワークの中でこの大学院大学をしつかりしたものにしてい

きたいと考えている次第でございます。

○鳥袋宗廣君 時間も大変迫っております。最後にちよつと、沖縄で非常に問題になっております総務省の移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者指定の対象に沖縄セルラー電話が盛り込まれておる、これはもう、この前も質疑がありましたが、恐らく総務省と調整付いておるんじゃないかというふうに思いますけれども、その沖縄セルラーの問題について沖縄担当大臣としての御見解を持たれますか。

○国務大臣(尾身幸次君) 総務省の方は、沖縄にある沖縄セルラーを、沖縄におけるシェアが四八％なんですが、高いという理由で支配的の事業者指定をしようというところで電気通信審議会に諮問をかけているという状況でございます。

稲嶺知事からも私、陳情を受けておまして、加入者数で見ると全国の〇・五％である、言わば全国的な規模から見たら全くの零細でございます、従業員も二百人しかいませんし、売上げも二百五十億ぐらいだと思っております。

そういうことで、ほかは、例えば北海道、それから東北、関東、近畿、九州とブロック別で地域を考えているのに、沖縄だけはなぜか県別で考えて、そのシェアが高いからこれを支配的の事業者にするというふうなことでございますが、これをいまして、例えばKDDIのこれ五一％子会社なんですが、沖縄のいわゆる資本もかなり入っております。そういう中で、KDDIとセットで料金割引制度も今使っているんですが、支配的の事業者という指定を受けるとこれができなくなるというふうなことで、大変に実は心配をされているわけでございます。

かつては、この会社は一九九六年には六四％のシェアを持っていたのが、ドコモがどんどんシェアを増やし、それからJフォンもシェアを増やして、六四％からこの六年間、七年間くらいで四八％までシェアが減ってきております。

て全力で頑張っているわけなんですございますが、シェアが全体として減ってきている。実態的には零細企業であるものを電気通信事業法上、支配的の事業者指定をして、なお競争条件を不利にしてしまおうというようなことは、この電気通信事業法の支配的の事業者の権利濫用を防止するという基本的な精神から見たら全く合わないじゃないかと。まして、沖縄の上場企業の六社のうちのひとつでございます、沖縄のふうふうにして締め付けられるとこの会社のシェアはどんどん下がって、いずれ簡単に言う、つぶれてしまふかKDDIに合併しなきゃならないようなことになるということ、是非思い直しをしていただきたいというふうにお願いをしておりますが、まだこの問題の解決が付いていないということで私も大変心配をしております。

そういうことで、また本委員会におきましても、是非、委員の皆様方の御理解をいただきたいと考えている次第でございます。

○委員長(佐藤雄平君) 以上をもちまして、平成十四年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、内閣府所管のうち内閣本部(沖縄振興局)、北方対策本部、沖縄総合事務局及び沖縄振興開発金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤雄平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時四十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(佐藤雄平君) ただいまから沖縄及び北方問題に関する特別委員会を再開いたします。

沖縄振興特別措置法案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。尾身沖繩及び北方対策担当大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 沖縄振興特別措置法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本年は、沖縄の本土復帰三十周年に当たり、新たな沖縄の振興に向けた取組の出発点となる歴史的な節目の年であります。自立型経済の構築が課題となつておる中で、沖縄の特性を生かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等、新たな分野を加え、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいふべき本法案の策定作業を進め、ここに本法案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、沖縄振興計画の策定であります。

この計画は、内閣総理大臣が沖縄県知事の作成した案に基づき決定するものとし、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進等に関する事項のほか、圏域別の振興に関する事項について定めることとしたします。

第二は、産業振興のための特別措置であります。

沖縄の基幹産業である観光の振興のために、観光振興計画の策定を始め観光の利便性の増進、観光振興地域における施設の整備、環境保全型自然体験活動の推進、沖縄の観光振興のための免税、本土―沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置等を講ずることとしたします。

また、新たな沖縄の基幹産業と期待される情報通信産業の振興のために、情報通信産業振興計画の策定を始め情報通信産業振興地域制度の拡充、情報通信産業の集積の新たな牽引力となる情報通信産業特別地区の創設を行うこととしたします。

地域及び特別自由貿易地域制度の拡充を図ることとしたします。

これらの措置に加え、銀行業、証券業等の金融業務の集積を図るための金融業務特別地区の創設、農林水産業の振興のための措置、電気の安定的かつ適正な供給の確保のための措置を講ずることとしたします。

また、沖縄の中小企業の振興のために、中小企業経営革新支援法の特例等の措置を講ずるとともに、沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務等について必要な規定を設けております。

第三は、雇用の促進、人材の育成、その他の職業の安定のための特別措置であります。

沖縄の厳しい雇用情勢の改善に資するため、職業安定計画の策定を始め地域雇用開発促進法に基づく地域の要件を沖縄において緩和する等の措置を新たに講ずるとともに、沖縄失業者求職手帳の発給、雇用・能力開発機構による失業者の再就職の促進等の措置を引き続き講ずることとしたします。

第四は、文化、科学技術の振興及び国際協力等の推進であります。

沖縄固有の文化的遺産の保存及び活用等、文化の振興に関する施策の推進を図るほか、沖縄における科学技術の振興を図るため、研究開発の推進等、必要な措置を講ずるとともに、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等、必要な措置を講ずることにより国際的視点に立つた科学技術の水準の向上に努めるものとしております。その他、国際協力及び国際交流の推進のため、必要な措置を講ずることとしたします。

第五は、沖縄の均衡ある発展のための特別措置であります。

沖縄における離島等の地域の振興を図るために、無医地区における医療の確保、離島における高齢者の福祉の増進、交通の確保、離島の小規模校における教育の充実、離島の旅館業に係る課税の特例等の措置を講ずることとしたします。

第六は、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置であります。

沖縄における駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則を明らかにすることとし、大規模振興拠点駐留軍用地跡地及び特定振興駐留軍用地跡地の指定等の手続を定めるとともに、大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給の措置を講ずることといたします。

第七は、沖縄振興の基盤の整備のための特別措置であります。

沖縄における社会資本の整備のために、沖縄振興計画に基づく事業について国の負担及び補助の割合の特例等の措置を講ずることといたします。

第八に、沖縄振興審議会を設置することとし、その権限等について必要な規定を設けております。

以上のほか、附則において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税等に関する特例を五年間延長するとともに、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律について、本法律案の期限である平成二十四年三月三十一日限り、特定の規定を除いてその効力を失う等の措置を講ずることといたします。

本法律案を新たな時代における沖縄の振興に関する確固たる指針とし、沖縄の自立的発展及び沖縄の豊かな住民生活の実現のために実効あるものとなることを期するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(佐藤雄平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

一、沖縄振興特別措置法案

沖縄振興特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	第二章 沖縄振興計画(第四条—第五条)
第三章 産業の振興のための特別措置	第一節 観光の振興
第一款 観光振興計画等(第六条—第九条)	第二款 観光の利便性の増進等(第十条—第十五条)
第三款 観光振興地域の施設の整備等(第十六条—第二十条)	第四款 環境保全型自然体験活動(第二十一条—第二十五条)
第五款 観光振興のための免税等(第二十六条—第二十七条)	第二節 情報通信産業の振興(第二十八条—第三十四条)
第三款 産業高度化地域(第三十五条—第四十条)	第四款 自由貿易地域等(第四十一条—第四十四条)
第五款 金融業務特別地区(第四十五条—第四十九条)	第六款 農林水産業の振興(第五十条—第六十二条)
第七款 電気的安定的かつ適正な供給の確保(第六十三条—第六十五条)	第八款 中小企業の振興(第六十六条—第七十二条)
第九款 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例(第七十三条—第七十四条)	第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置(第七十五条—第八十三条)
第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進(第八十四条—第八十八条)	

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置(第八十九条—第九十四条)

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等(第九十五条—第九十七条)

第二節 大規模跡地の指定等(第九十八条—第一百零二条)

第三節 大規模跡地給付金の支給等(第一百零三条—第一百零四条)

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置(第一百零五条—第一百零九条)

第九章 沖縄振興審議会(第一百一十条—第一百一十二条)

第十章 雑則(第一百十三条—第一百十六条)

第十一章 罰則(第一百十七条—第一百二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 沖縄 沖縄県の区域をいう。

二 地方公共団体 沖縄の地方公共団体をいう。

三 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

四 国際会議等 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)第二条に規定する国際会議等をいう。

五 環境保全型自然体験活動 その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動を行う。

六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)、製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

十 産業高度化事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産、販売若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 十一 外国貨物 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第三号に規定する外国貨物をいう。 十二 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であつて政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であつて内閣府令で定めるものをいう。 十三 中小企業者 中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。 十四 駐留軍用地 沖縄において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号及び次号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。 十五 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「復帰協定」という。）の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は復帰協定の効力発生の日以後沖縄において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。 十六 跡地関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍	用地跡地が所在する市町村をいう。 第二章 沖縄振興計画 （沖縄振興計画の内容） 第四条 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 沖縄の振興の基本方針に関する事項 二 産業の振興に関する事項 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項 四 教育及び文化の振興に関する事項 五 福祉の増進及び医療の確保に関する事項 六 科学技術の振興に関する事項 七 情報通信の高度化に関する事項 八 国際協力及び国際交流の推進に関する事項 九 駐留軍用地跡地の利用に関する事項 十 離島の振興に関する事項 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項 十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興に關し必要な事項 二 沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積等の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるものとする。 三 沖縄振興計画は、平成十四年度を初年度として十箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならぬ。 （沖縄振興計画の決定及び変更） 第五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。 二 内閣総理大臣は、前項の沖縄振興計画の案に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄振興計画を決定する。 三 内閣総理大臣は、沖縄振興計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。 四 前三項の規定は、沖縄振興計画が決定された
後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。 第三章 産業の振興のための特別措置 第一節 観光の振興 第一款 観光振興計画等 （観光振興計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、観光の振興に関する計画（以下「観光振興計画」という。）を作成するものとする。 二 観光振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 観光の振興の方針に関する事項 三 観光旅客の来訪の促進に係る方針に関する事項 四 観光地の魅力の増進に関する事項 五 観光旅客の受入れの体制の確保に関する事項 六 沖縄の宣伝の方針に関する事項 七 国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進に関する事項 八 観光旅客の移動の円滑化に関する事項 九 公共施設の整備の方針に関する事項 十 その他観光の振興に關し必要な事項 三 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。 一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む	者が、当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、国土交通省令で定めるもの（以下「利用者利便増進事業」という。）に関する事項 三 環境保全型自然体験活動の推進に関する基本的な方針 四 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。 五 沖縄県知事は、観光振興計画において第三項第一号の観光振興地域の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。 六 沖縄県知事は、観光振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 七 主務大臣は、観光振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。 一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。 二 第三項第一号の観光振興地域の区域が定められている場合にあつては、当該観光振興地域が同号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。 三 第三項第二号及び第三号に掲げる事項が定められている場合にあつては、当該事項が沖縄振興計画に適合するものであること。 四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。 八 主務大臣は、観光振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなればならない。 九 主務大臣は、第七項の規定により同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。 十 沖縄県知事は、観光振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなればならない。 十一 沖縄県知事は、観光振興計画の作成及び当該

観光振興計画に基づく施策の実施に当たっては、第八十四条第二項に規定する地域文化の振興等に関する施策の総合的な推進を図るための方針との調和に配慮するものとする。

(観光振興計画の変更)

第七条 沖縄県知事は、前条第七項の規定による同意を得た観光振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(海外における宣伝等の措置)

第八条 国際観光振興会は、外国人観光旅客の沖縄への来訪を促進するため、第六条第七項の規定による同意を得た観光振興計画(前条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意観光振興計画」という。)に定める宣伝の方針に基づき、海外における宣伝を行うほか、これに関連して沖縄県及び沖縄県の市町村が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

第九条 国際観光振興会は、国際会議等の沖縄への誘致を促進するため、同意観光振興計画に定める国際会議等の誘致の方針に基づき、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 沖縄県及び沖縄県の市町村に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。

二 海外において沖縄県及び沖縄県の市町村の宣伝を行うこと。

第二款 観光の利便性の増進等

(共通乗車船券)

第十条 運送事業者は、沖縄内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事

業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む。)、又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

3 第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

(利用者利便増進事業計画の認定)

第十一条 同意観光振興計画に定められた利用者利便増進事業を実施しようとする者(当該利用者利便増進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該利用者利便増進事業に関する計画(以下「利用者利便増進事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、沖縄県を経由して行わなければならない。この場合において、沖縄県は、当該利用者利便増進事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 利用者利便増進事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用者利便増進事業の目標

二 利用者利便増進事業の内容

三 利用者利便増進事業の実施時期

四 利用者利便増進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その利用者利便増進事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が同意観光振興計画に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該利用者利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、沖縄県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(利用者利便増進事業計画の変更等)

第十二条 前条第四項の認定を受けた者(その者の設立に係る同条第一項に規定する法人を含む。以下「認定利用者利便増進事業者」という。)は、前条第四項の規定により受けた認定に係る利用者利便増進事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者が前条第四項の規定により受けた認定に係る利用者利便増進事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用者利便増進事業計画」という。)に従つて利用者利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(道路運送法等の特例)

第十三条 認定利用者利便増進事業者が、認定利用者利便増進事業計画に従つて利用者利便増進事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合若しくは同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合又は海上運送法第十一条の二第一項の届出を行わなければならない場合若しくは同条第二項の認可を受けなければならない場合は、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出たことをもって足りる。

(報告の徴収)

第十四条 国土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者に対し、利用者利便増進事業の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十五条 第十一条第四項、第十二条第一項及び第二項、第十三条並びに前条に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

第三款 観光振興地域の施設の整備等(課税の特例)

第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するもの)であつて、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。)であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 第一項に規定する指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六十六条の規定により、地方公共団体が、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の

区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限り）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十九条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

（国等の援助）

第二十条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画の達成に資するため、当該同意観光振興計画の実施に必要な事業を行う者に対する助言、

指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四款 環境保全型自然体験活動

（環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定）
第二十一条 沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する協定（以下「保全利用協定」という。）を締結し、当該保全利用協定が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定に係る申請については、保全利用協定に参加するもののうちから代表者（以下「協定代表者」という。）を定め、これを行わなければならない。

3 環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者で、その者以外に当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者がいないと認められる区域において当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行うもの（以下「単独事業者」という。）は、単独で保全利用協定を定め、第一項の規定による認定を受けることができる。

4 保全利用協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 保全利用協定の対象となる土地の区域（以下「協定区域」という。）
二 環境保全型自然体験活動の内容に関する事項
三 自然環境の保全その他環境保全型自然体験活動の実施に際し配慮すべき事項
四 保全利用協定の有効期間
五 保全利用協定に違反した場合の措置
六 その他必要な事項

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。
一 観光振興計画に照らして適切なものであること。
二 協定区域内において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者の相

当数が保全利用協定に参加していること。

三 協定区域における自然環境の保全上支障がないことその他環境保全型自然体験活動の適正な推進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
四 保全利用協定の内容が不当に差別的でないこと。
五 保全利用協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

6 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該保全利用協定を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。

7 沖縄県知事は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を協定区域の属する市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を聴かなければならない。

8 第六項の規定による公告があつたときは、当該保全利用協定に関し自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までその間に、当該保全利用協定について、沖縄県知事に意見書を提出することができる。

9 沖縄県知事は、第一項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、環境保全型自然体験活動に参加しようとする者、沖縄を来訪する観光旅客その他の者に当該認定に係る保全利用協定の内容について周知するものとする。

（保全利用協定の変更）
第二十二條 協定代表者及び単独事業者は、前条第一項の認定を受けた保全利用協定（次条において「認定協定」という。）において定めた事項を変更しようとするときは、沖縄県知事の認

定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。
（勧告）
第二十三條 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る協定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（認定の取消し）
第二十四條 前条の規定による勧告を受けた協定代表者又は単独事業者が当該勧告に従ひ必要な措置をとらなかつたときは、沖縄県知事は、第二十一条第一項又は第二十二條第一項の規定による認定を取り消すことができる。
2 沖縄県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、協定代表者又は単独事業者を通じて、公表しなければならない。

（環境保全型自然体験活動の推進）
第二十五條 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び健全な利用の推進に資するため、同意観光振興計画に定められた環境保全型自然体験活動の推進に必要な資金の確保、人材の育成、情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 環境大臣は、沖縄における国立公園の保護及び整備等を通じて同意観光振興計画に定められた環境保全型自然体験活動が推進されるように努めるものとする。

第五款 観光振興のための免税等
（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）
第二十六條 沖縄から出域する旅客が個人的用途

に供するため空港内の旅客ターミナル施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。以下この条において単に「旅客ターミナル施設」という。）において購入する物品又は同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

（航空機燃料税の軽減）

第二十七条 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

第二節 情報通信産業の振興

（情報通信産業振興計画の作成等）

第二十八条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、情報通信産業の振興に関する計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を作成するものとする。

2 情報通信産業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 情報通信産業の振興の方針に関する事項

- 三 情報通信産業の立地の促進に関する事項
- 四 情報通信産業を担う人材の育成に関する事項
- 五 その他情報通信産業の振興に関し必要な事項

3 情報通信産業振興計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

- 一 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域
- 二 情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（以下「情報通信産業特別地区」という。）の区域

4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画において情報通信産業振興地域又は情報通信産業特別地区の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

7 主務大臣は、情報通信産業振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

- 一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。
- 二 情報通信産業振興地域の区域が定められている場合にあっては、当該情報通信産業振興地域が第三項第一号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。

三 情報通信産業特別地区の区域が定められている場合にあっては、当該情報通信産業特別地区が第三項第二号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。

- 四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、情報通信産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 主務大臣は、第七項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

10 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（情報通信産業振興計画の変更）

第二十九条 沖縄県知事は、前条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

（情報通信産業特別地区における事業の認定）

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、専ら当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

（課税の特例）

第三十一条 第二十八条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画（第二十九条第一項の規定による変更の同意があつたときは、そ

の変更後のもの。以下「同意情報通信産業振興計画」という。）に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十二条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（資金の確保等）

第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第三十四条 国及び地方公共団体は、同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興

地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第三節 産業高度化地域

(産業高度化地域の指定)

第三十五条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、産業高度化事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られると見込まれる地域であつて政令で定める要件を備えている地域を産業高度化地域として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の指定をするに当たっては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地域について、既に工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条の規定による工場適地の調査等がなされているときは、その成果を参酌しなければならない。

3 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、産業高度化地域を指定するときは、当該産業高度化地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、主務大臣は、産業高度化地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定によ

り主務大臣が産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(課税の特例)

第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十七条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(施設等の整備)

第三十九条 国及び地方公共団体は、産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設(トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう)、工場用地等(工場用地その他の製造業等又は産業高度化事業の用に供する土地を

いう)、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに産業高度化地域の区域内の工場等(工場その他の製造業等又は産業高度化事業を行う事業場をいう)に使用される者に対してその就業に必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、産業高度化地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化が促進されるよう配慮するものとする。

第四節 自由貿易地域等

(自由貿易地域の指定)

第四十一条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域(次条第一項に規定する地域に該当する地域を除く)を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(特別自由貿易地域の指定)

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域(その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る)であつて、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かな

ければならない。

3 主務大臣は、特別自由貿易地域を指定するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定)

第四十三条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業を行う者とする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至つたときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条 特別自由貿易地域の区域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、専ら当該区域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営むものは、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定保税地域等）

第四十五条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法第三十七條第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、第四十三條第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二條の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三條第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二條第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六條第一項に規定する保税工場又は同法第六十二條の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料を軽減することができる。

（課税物件の確定に関する特例）

第四十七条 第四十五條第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場における関税法第五十六條第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四條第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

（課税の特例）

第四十八条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合においては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四條第一項の認定を受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第四十九条 第十七條の規定は、地方税法第六條の規定により、地方公共団体が、自由貿易地域

又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（資金の確保等）

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第五十一条 国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

（特別自由貿易地域活性化計画の認定等）

第五十二条 特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業（以下「特別自由貿易地域活性化事業」という。）を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であつて主務省令で定める要件に該当するものは、当該特別自由貿易地域活性化事業に関する計画（以下「特別自由貿易地域活性化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、当該特別自由貿易地域活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 一 製造業等の用に供する事業場の設置又は運営に係る事業
- 二 特別自由貿易地域の区域内において製造業等を営む者又は新たに営もうとする者の業務を支援する事業
- 三 貿易の振興に資するための政令で定める施設の設置又は運営に係る事業

2 特別自由貿易地域活性化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別自由貿易地域活性化事業の内容及びその実施方法

二 特別自由貿易地域活性化事業の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能に関する基本的な事項

三 その他主務省令で定める事項

3 特別自由貿易地域活性化計画には、登記簿の謄本、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 沖縄県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別自由貿易地域活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特別自由貿易地域活性化事業を実施することが当該特別自由貿易地域の振興のために有効かつ適切なものであること。

二 特別自由貿易地域活性化事業の達成の見込みが確実であること。

三 特別自由貿易地域活性化事業の実施方法（第一項第一号に規定する事業場の設置に係るものに限る。）が主務省令で定める基準に適合するものであること。

5 第一項の認定を受けた法人は、当該認定に係る特別自由貿易地域活性化計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 沖縄県知事は、第一項の認定を受けた法人が同項の認定に係る特別自由貿易地域活性化計画（第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に従つて特別自由貿易地域活性化事業を実施していないと認めるとき又は第一項の認定を受けた法人が同項の主務省令で定める要件に該当しないこととなつたときは、その認定を取り消すことができる。

8 第一項の認定を受けた法人は、主務省令で定

めるところにより、特別自由貿易地域活性化事業の実施状況について沖縄県知事に報告しななければならない。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
第五十三条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、特別自由貿易地域の区域内において特別自由貿易地域活性化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した前条第一項の認定を受けた法人について、当該特別自由貿易地域活性化事業に係る建物の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る建物若しくは構築物に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(国等の援助)
第五十四条 国及び沖縄県は、第五十二条第一項の認定を受けた法人に対し、特別自由貿易地域活性化事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第五節 金融業務特別地区

(金融業務特別地区の指定)

第五十五条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、金融業務特別地区を指定するときは、当該金融業務特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、金融業務特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、金融業務特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該金融業務特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(金融業務特別地区における事業の認定)

第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、専ら当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しななければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第五十七条 金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合においては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の金融業務に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
第五十八条 第十七条の規定は、地方税法第六条

の規定により、地方公共団体が、金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(公共施設の整備)

第五十九条 国及び地方公共団体は、金融業務特別地区の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第六節 農林水産業の振興

(農林水産業振興計画の作成等)

第六十条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、農林水産業の振興に関する計画(以下「農林水産業振興計画」という。)を作成するものとする。

2 農林水産業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 農林水産業の振興の方針に関する事項
 - 三 農林水産業に係る技術の研究開発及び普及に関する事項
 - 四 農林水産物の加工及び流通の合理化に関する事項
 - 五 農林水産業を担うべき人材の育成及び確保に関する事項
 - 六 農林水産業の振興を図るために必要な生産基盤の整備に関する事項
 - 七 その他農林水産業の振興に関し必要な事項
- 3 前項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 4 沖縄県知事は、農林水産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

5 主務大臣は、農林水産業振興計画が沖縄振興計画に照らして適切なものであると認めるときは、その同意をするものとする。

6 主務大臣は、農林水産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

7 沖縄県知事は、農林水産業振興計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農林水産業振興計画の変更)

第六十一条 沖縄県知事は、前条第五項の規定による同意を得た農林水産業振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(資金の確保等)

第六十二条 国及び地方公共団体は、第六十条第五項の規定により同意を得た農林水産業振興計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。)に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第七節 電気 確保

(電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助)

第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。第六十五条において同じ。)の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図られるよう配慮するものとする。

(一般担保)

第六十四条 沖繩振興開発金融公庫は、一般電気事業会社(電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

3 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、二週間以内に、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 一般電気事業会社の名称及び住所

二 借入先及び借入金額

三 借入金の利率

四 借入金の償還の方法及び期限

五 利息の支払の方法及び期限

4 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十三条第四項本文又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第十六条第二項本文の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。

5 前項に規定する一般電気事業会社は、商法第二百八十三条第五項の規定による措置又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律

第十六条第三項の規定による措置をとる場合には、これらの規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖繩における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

第八節 中小企業の振興

(中小企業経営革新支援法の特例)

第六十六条 特定中小企業者(沖繩においてその業種における経営革新(中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。)による経営の向上の促進が沖繩の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行う沖繩の中小企業者をいう。以下この条において同じ。)及び特定組合等(特定中小企業者により構成される同法第二条第二項に規定する組合等をいう。)が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての同法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條の見出し		経営革新指針	
第三條第一項		経済産業大臣は、中小企業の経営革新に関する指針(以下「経営革新指針」という。)	
		沖繩経営革新指針	
		内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第 号)第六十六条に規定する政令で定める特定業種に属する事業に係る沖繩	

第三條第二項	経営革新指針には	の中小企業の経営革新に関する指針(以下「沖繩経営革新指針」という。)
第三條第三項	経済産業大臣 経営革新指針	内閣総理大臣及び経済産業大臣 沖繩経営革新指針
第三條第四項	協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。 経済産業大臣 経営革新指針	協議しなければならない。 内閣総理大臣及び経済産業大臣 沖繩経営革新指針
第四條第一項	中小企業者及び組合等(以下「中小企業者等」という。)	特定中小企業者等(沖繩振興特別措置法第六十六条に規定する特定中小企業者(以下単に「特定中小企業者」という。))及び特定組合等(以下単に「特定組合等」という。))をいう。以下同じ。)
	中小企業者等が 連合会を 出資して会社	特定中小企業者等が 連合会(特定中小企業者又は特定組合等に該当するものに限る。))を 出資して会社(同法第六十六条に規定する特定業種に属する事業を行う沖繩の会社に限る。以下この項において同じ。)
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	行政庁	沖繩県知事
第四條第二項第五号	組合等	特定組合等
第四條第三項	行政庁	沖繩県知事
第四條第三項第一号	経営革新指針	沖繩経営革新指針
	中小企業者等	特定中小企業者等
第五條第一項	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令

第五條第二項	その承認をした行政庁	沖縄県知事
第六條第一項及び第二項並びに第八條第一項第一号及び第二号	行政庁 中小企業者	沖縄県知事 特定中小企業者
第九條第一項	中小企業者であつて、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者として経済産業大臣が定めるものに該当する旨の承認を当該承認経営革新計画に係る行政庁から受けたもの 機械及び装置	特定中小企業者 機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備
第九條第二項	組合等 中小企業者	特定組合等 特定中小企業者
第九條第三項及び第四項	組合等	特定組合等
第九條第五項	中小企業者であつて 当該承認経営革新計画に係る行政庁	特定中小企業者であつて 沖縄県知事
第十四條第一項	都道府県	沖縄県
第十五條第一項	行政庁 中小企業者	沖縄県知事 特定中小企業者
第十五條第二項	都道府県	沖縄県
第十六條	行政庁	沖縄県知事
第十七條第二項	都道府県知事 経済産業省令	沖縄県知事 内閣府令・経済産業省令
第二十條第一項	第十六條 経済産業大臣	第十六條（沖縄振興特別措置法第六十六條の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 内閣総理大臣及び経済産業大臣

（経営基盤強化の支援）

第六十七條 次の各号のいずれにも該当する業種

であつて政令で指定するもの（第三項第一号において「指定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者（以下「指定中小企業者」という。）は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。

三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営基盤強化事業の目標

二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期

三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

沖縄県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ

適切に發揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。

三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

第六十八條 前条第一項の承認を受けた指定中小企業者は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

二 沖縄県知事は、前条第一項の承認を受けた指定中小企業者が当該承認に係る経営基盤強化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営基盤強化計画」という。）に従つて経営基盤強化事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

三 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

第六十九條 国及び沖縄県は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第七十條 沖縄県知事は承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行う者に対し、承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（課税の特例）

第七十一條 指定中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。

（資金の確保等）

第七十二條 国及び地方公共団体は、沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

（沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務）

第七十三条 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 沖縄において新たに事業を開始しようとする者、事業を開始した日以後五年を経過していない者及び新たな事業分野を開拓する者に對して、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（沖縄振興開発金融公庫法の特例）

第七十四条 前条第一号の規定により公庫の業務が行われる場合には、沖縄振興開発金融公庫法第十九条の二中「同項第一号の二の規定による出資の額」とあるのは「同項第一号の二及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）第七十三条第一号の規定による出資の額」と、

「又は同項第一号の二の規定による出資」とあるのは「又は同項第一号の二若しくは沖縄振興特別措置法第七十三条第一号の規定による出資」とする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

（職業安定計画の作成等）

第七十五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定に関する計画（以下「職業安定計画」という。）を作成するものとする。

2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三 沖縄における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

四 雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定を図るための施策に関する事項

事項

3 沖縄県知事は、職業安定計画を定めるに当たっては、沖縄の労働者の年齢別の雇用及び失業の状況を考慮するものとする。

4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

5 沖縄県知事は、職業安定計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

6 主務大臣は、職業安定計画が沖縄振興計画に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

7 主務大臣は、職業安定計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

8 沖縄県知事は、職業安定計画が第六項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（職業安定計画の変更）

第七十六条 沖縄県知事は、前条第六項の規定による同意を得た職業安定計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第六項から第八項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

（職業指導等の措置）

第七十七条 厚生労働大臣は、第七十五条第六項の規定による同意を得た職業安定計画（前条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。）で定める施策の推進を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（沖縄失業者求職手帳の発給等）

第七十八条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する者に對して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一 昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の

縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至った者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日までに、一年以上引き続き、同号に規定する政令で定める要件に該当していた者であること。

2 手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなったことその他厚生労働省令で定める事由に該当すると認めたときは、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就職指導の実施）

第七十九条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に對して、当該手帳がその効力を失うまでの間、厚生労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（次項において「就職指導」という。）を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業能力開発施設（職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることその他のその者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。）（給付金の支給）

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十三号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

（雇用・能力開発機構による授産業務）

第八十一条 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用

を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行う。

一 手帳所持者が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 沖縄の失業者に對して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力をを行うこと。

三 沖縄の失業者に對して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

四 沖縄の失業者に對して生活の指導を行うこと。

五 前各号に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行うこと。

2 国は、雇用・能力開発機構に對して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第一項第一号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用・能力開発機構法第二十条及び第三十八条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十四条及び第四十条の規定の適用については、同法第二十条第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項（同法第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十八条第一項（同法第二十一条第一項に係る部分に限る。）中「財務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び財務大臣」と読み替えるものとする。

5 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、第一項各号に規定する業務については、適用しない。

6 第一項各号に規定する業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

(地域雇用開発促進法の特例)

第八十二条 沖縄における地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の規定の適用については、同法第二条第二項第一号及び第三項第一号中「自然的経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」と、同条第四項中「雇用機会増大促進地域に該当する地域以外の地域のうち、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「自然的経済的社会的条件」とあるのは「経済的社会的条件」とする。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外)

第八十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第十二条から第二十条まで及び第二十三条(公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項に係る部分を除く。)の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

(地域文化の振興等)

第八十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた文化的遺産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

2 沖縄県は、沖縄固有の文化的遺産の継承を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与するよう、沖縄において伝承されてきた文化的遺産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針を作成するものとする。

(科学技術の振興等)

第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研

究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとする。

(国際協力及び国際交流の推進)

第八十六条 国は、沖縄の経済及び社会の発展に資するため、沖縄の国際協力及び国際交流に係る施策の推進に努めるものとする。

2 沖縄県は、その地域特性を生かした国際協力及び国際交流の推進に計画的に取り組み、もって我が国の国際協力及び国際交流の推進に寄与するよう努めるものとする。

第八十七条 国際協力事業団は、沖縄の特性に配慮し、沖縄における開発途上地域からの技術研修員に対する研修及び当該研修に必要な機材の調達、海外協力活動を志望する青年の訓練その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際協力の推進に資するよう努めるものとする。

第八十八条 国際交流基金は、沖縄の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあつせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

(無医地区における医療の確保)

第八十九条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

7 国及び沖縄県は、沖縄県の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(離島の地域における高齢者の福祉の増進)

第九十条 国は、離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るため、地方公共団体その他の者が沖縄振興計画に基づいて老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第九十一条 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(離島の地域の小規模校における教育の充実)

第九十二条 国及び地方公共団体は、離島の地域に所在する小規模の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第九十三条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九十四条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは新炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

(駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)

第九十五条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第九十六条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則(次条において「基本原則」という。)にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九十七条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 大規模跡地の指定等

(大規模跡地の指定)

第九十八条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。)又は駐留軍用地跡地であつて、沖縄の振興の拠点となると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。)を大規模振興拠点駐留軍用地跡地(以下「大規模跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第百三条第一項に規定する基準日までに行為するものとする。

2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議すると

もに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第九十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針(以下「国の取組方針」という。)を定めなければならない。

2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大規模跡地の整備の方針に関する事項

二 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

四 産業の振興に関する事項

五 その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅

滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

第一百条 沖縄県知事は、第九十八条第一項の規定による大規模跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第十一条において単に「県総合整備計画」という。)を定めなければならない。

2 県総合整備計画は、前条第一項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

(特定跡地の指定)

第一百一条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たつて原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であつて、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。)を特定振興駐留軍用地跡地(以下「特定跡地」という。)として指定するものとする。

この場合において、当該指定は、第百四条第一項に規定する基準日までに行為するものとする。

2 第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第一百二条 跡地関係市町村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十条第一項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

第三節 大規模跡地給付金の支給等

(大規模跡地給付金の支給)

第一百三十三条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第百条第一項の規定により定められた県総

合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの)に限り、国有地を除く(以下同じ。)の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項及び次項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から三年を経過した日(次項において「基準日」という。)から大規模跡地給付金を支給するものとする。

この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第七十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間)の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において単に「補償金」

という。)の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数(当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に千円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

(特定跡地給付金の支給)

第百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等(特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。)の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日(以下この項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日(返還日の翌日から三年を経過した日という。)から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特

別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

2 国は、前項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行う補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5 国は、海岸法(昭和三十一年法律第一号)

第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業(同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。)と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

6 沖縄における水道施設の災害の復旧に要する費用につき水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第四十四条の規定により地方公共団体に對して国が補助する場合における補助の割合は、同条に基づく政令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、十分の十以内とする。

7 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額(以下この項において「負担額」という。)とする。ただし、同法第八十八条の第二項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該借入金についての利息の額その他の政令で定める額を加えた額とする。

(沖縄の道路に係る特例)

第百六条 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この条において同じ。)の申請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、道路法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により国土交通大臣がその新設又は改築を行う道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

(沖縄の河川に係る特例)

第百七条 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第十条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行う場合においては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が行う河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、河川法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別

措置法（平成十四年法律第 号）第七百七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第七百七条第五項」と、同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七百七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。

7 国土交通大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行うことができる。

8 前項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

9 第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（沖縄の港湾に係る特例）

第八百八条 沖縄振興計画に基づいて行う港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三條の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行うものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、港湾法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合には、第一項の規定により国土交通大臣がその港湾工事を行う港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 国土交通大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7 港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9 第五項及び港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

10 この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」、「外郭施設」、「係留施設」、「臨港交通施設」、「港湾公害防止施設」、「廃棄物埋立護岸」、「海洋性廃棄物処理施設」、「港湾環境整備施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「航行補助施設」の意義は、港湾法に定めるところによる。

（国有財産の譲与等）
第九百九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）
第一百十條 地方公共団体が沖縄振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第九章 沖縄振興審議会
（沖縄振興審議会の設置及び権限）
第一百十一條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 沖縄振興審議会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

（沖縄振興審議会の組織等）
第一百十二條 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

一 沖縄県知事
二 沖縄県議会議長
三 沖縄県の市町村長を代表する者 二人

四 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人
五 学識経験のある者 十四人以上
2 前項第三号から第五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により沖縄振興審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雑則
（土地の利用についての配慮）
第一百十三條 国及び地方公共団体は、沖縄において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が沖縄振興計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

（主務大臣等）
第一百十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第六條第六項及び第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議、同条第九項の規定による意見の聴取、第七條第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第六條第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議及び同条第九項の規定による意見の聴取に関する事項については、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣
二 第二十八條第六項及び第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議、同条第九項の規定による意見の聴取、第二十九條第一項の規定による同意、同条第二項において準用する第二十八條第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議及び同条第九項の規定による意見の聴取に関する事項は、次のとおりとする。

11

七 第七百七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム

第七百七条第六項

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(航空機燃料税の軽減)

第三条 第二十七条に定めるもののほか、この法律の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線(那覇空港を経由するものを除く。)を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料税については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

(雇用・能力開発機構の業務の特例)

第四条 雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法附則第十一条第一項の規定により宿舍を譲渡するまでの間、当該宿舍について、失効前の沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

2 雇用・能力開発機構法第二十一条及び第三十八条第一項(同法第二十一条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、前項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十八条第一項(同法第二十一条第一項に係る部分に限る。)中「財務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び財務大臣」と読み替えるものとする。

3 雇用・能力開発機構法第二十三条第二項及び第二十五条第四項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

4 第一項に規定する業務は、雇用・能力開発機構法第四十一条第三号の規定の適用について

は、同法第十九条に規定する業務とみなす。

(特別勘定等)

第五条 公庫は、第七十三条各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第五条第一項に規定する業務に係る勘定において整理しなければならない。

2 公庫は、第七十三条第一号に掲げる業務に関して、公庫の資本金のうち政令で定める金額をもって当該業務の資金に充てるものとする。

3 公庫は、第七十三条第一号に掲げる業務の遂行上必要があるときは、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第四条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金の運用によつて生じた利益の一部を、当該業務の資金に充てることができる。

(国の無利子貸付け等)

第六条 国は、当分の間、港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)に対し、第百五条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第一項の規定(この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十四年法律第四十五号)第二条第三項第二号口に掲げる交通安全施設等整備事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に對し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に對し、公立の高等学校に係る校舎、屋内運動場及び寄宿舎の整備に関する事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、地方公共団体に對し、沖縄振興計画に基づく事業であつて、情報通信産業に係る事業場として相当数の企業に利用させるための施設(これと一体的に設置される共同利用施設を含む。)及び健康の保持増進に資することを目的として主として生物工学的方法を用いた研究開発を行うための施設を整備するもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号

に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、第一項の規定により、港湾管理者に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第百五条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、第二項から第四項までの規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、第五項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 港湾管理者又は地方公共団体が、第一項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(経過措置)

第七條 地方公共団体が、旧法第十一条の規定により指定された工業等開発地区内において工業等の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十五条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

2 地方公共団体が、旧法第十八条の二の規定により指定された情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十八条の四の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧法第十八条の五の規定により指定された観光振興地域内において特定民間観光関連施設を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十八条の六第四項の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

4 地方公共団体が、旧法第二十三条の規定により指定された自由貿易地域及び旧法第二十三条の二の規定により指定された特別自由貿易地域内において工業等の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第二十七条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

5 地方公共団体が、旧法第二条第二項の離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は同地域内において畜産業、水産業若しくは新炭炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第五十一条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

第八條 旧法の失効の際現に旧法第十八条の二の規定により指定されている情報通信産業振興地域は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日(その日までに、第二十八条第七項の同意があつた場合には、その同意があつた日の前日)までの間は、同項の規定による同意を得た第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画において定められた同条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域とみなす。

2 旧法の失効の際現に旧法第十八条の五の規定により指定されている観光振興地域は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日(その日までに、第六条第七項の同意があつた場合には、その同意があつた日の前日)までの間は、同項の規定による同意を得た第六条第一項に規定する観光振興計画において定められた同条第三項第一号に規定する観光振興地域とみなす。

3 旧法の失効の際現に旧法第十八条の八の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分は、第二十六条の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

4 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の規定により指定されている自由貿易地域は、この法律の施行の日(第四十一条の規定により指定された自由貿易地域とみなす)。

5 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の二の規定により指定されている特別自由貿易地域は、この法律の施行の日(第四十二条の規定により指定された特別自由貿易地域とみなす)。

第九條 旧法の失効の際現に旧法第二十四条第一項の規定による認定を受けている者は、第四十三条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

2 旧法の失効の際現に旧法第二十四条の二第一項の規定による認定を受けている法人は、第四十四条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

第十條 旧法の失効の際現に旧法第四十一条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請をしていける者に係る当該申請は、第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給の申請とみなす。

第十一條 平成十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、沖縄振興計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を沖縄振興計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

社に係る電気事業法第三条第一項の許可については、なお従前の例による。

2 旧法一部改正法による改正前の旧法附則第十九条第二十項の規定により沖縄電力株式会社が設けた特別勘定については、同条第二十一項の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第十五條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第八十条第一項第一号及び第三号並びに第八十二条中「三十年」を「三十五年」に改める。
(沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第十六條 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二條中「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)」を「沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改める。
附則第二項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、同日以前に支給が開始された第八條第一項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(港湾法の一部改正)
第十七條 港湾法の一部を次のように改正する。
附則第二十五項中「又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)附則第九條第一項」を「沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)附則第九條第一項又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)附則第六條第一項」に、「又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項」を

「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」に、「若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項」を、「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第六条第八項」に改める。

附則第二十六項中「若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項」を、「沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第六条第八項」に改める。

（企業合理化促進法の一部改正）

第五号）の一部を次のように改正する。
第八条第三項中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）」に改め、同条第四項中「沖縄振興開発特別措置法」を「沖縄振興特別措置法」に改める。
（防衛庁設置法の一部改正）
第十九条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「日までの間」を「期間」に改め、同項の表を次のように改める。

期 間

平成十五年五月十六日までの間

事 務

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に關すること。

平成二十四年三月三十一日までの間

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に關する法律（平成七年法律第百二二号）第五條の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六條の規定による返還実施計画の策定及び同法第七條の規定による措置に關すること。

同条の規定による給付金の支給に關すること。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に關する法律第八條の規定が効力を有する間
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）第百三条及び同法第百四條の規定が効力を有する間

同法第百三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第百四條の規定による特定跡地給付金の支給に關すること。

附則第三項中「日までの間」を「期間」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第二十条 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第三條中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第六條第五項」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）」

第百六條第五項」に改める。

附則第十七項及び第十八項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項」を「沖縄振興特別措置法附則第六條第二項」に、「沖縄振興開発特別措置法附則第九條第九項」を「沖縄振興特別措置法附則第六條第九項」に改める。
附則第十九項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項」を「沖縄振興特別措置法附則第九條第九項」に改める。

第六條第二項」に改める。

附則第二十項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九條第九項」を「沖縄振興特別措置法附則第六條第九項」に改める。
附則第二十一項中「沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項」を「沖縄振興特別措置法附則第六條第二項」に改める。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）
第二十一條 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八條第一項」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）」に改める。
第四條中「沖縄振興開発特別措置法第八條第三項」を「沖縄振興特別措置法第百八條第三項」に改める。

（治山治水緊急措置法の一部改正）
第二十二條 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第七條第六項」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）第百七條第六項」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第二十三條 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第七條第五項」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）第百七條第五項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十六條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項を削り、同表に次のように加える。

法律第 号）第百七條第五項」に改める。
第五條第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法第七條第五項」を「沖縄振興特別措置法第百七條第五項」に改める。
（港湾整備特別会計法の一部改正）
第二十四條 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八條第四項」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）第百八條第四項」に改める。
第五條第一項第二号中「沖縄振興開発特別措置法第八條第四項」を「沖縄振興特別措置法第百八條第四項」に改める。

附則第十九項から第二十二項までの規定中「沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項」を「沖縄振興特別措置法附則第六條第一項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十五條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の五を次のように改める。
二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）第百八條及び第八十一條の規定に限る。

（内閣府設置法の一部改正）
第二十六條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二條第二項の表平成十四年六月十九日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十四年三月三十一日 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に關する法律（平成七年法律第百二二号）及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第 号）の規定による駐留軍用地の返還に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。

附則第三條の表平成十四年六月十九日までの間の項中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第四條第一項中「平成十四年三月三十一日」に改める。

日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を「沖縄振興特別措置法」に、「沖縄振興開発審議会」を「沖縄振興審議会」に改める。

附則第五條第二号中「平成十四年六月十九日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

（国土総合開発法等の一部改正）

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改める。

一 国土総合開発法第十四條（見出しを含む。）

- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十三條第一項
- 三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四條第三項
- 四 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第三條第三項
- 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第四條第二項
- 六 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第四條第三項

別表（第百五條関係）

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
一	農業試験研究施設 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二條第二号に規定する試験研究施設の設置	十分の九・五以内
二	土地改良 土地改良法第二條第二項に規定する土地改良事業で国が行うもの	十分の九・五以内
三	林業施設 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一條第三項に規定する保安施設事業	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の十以内）
四	漁港 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三條第一号に規定する基本施設及び同條第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十）以内
五	道路 道路法第二條第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに同法第十三條に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の九・五（道路法第十三條に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効

六	港湾 港湾法第二條第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃油処理施設及び同法第十二條第一項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る。）、港湾環境整備施設又は公共の用に供する港湾施設用地（同法第二條第九項に規定する避難港にあつては、水域施設又は外郭施設に限る。）の建設又は改良の工事	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内
七	空港 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二條第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六條第一項及び第八條第四項に規定する工事	十分の九・五（空港整備法第二條第一項第二号に規定する空港に係る同法第八條第四項に規定する工事であつて国土交通大臣が施行するものにあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内
八	公営住宅 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二條第五号に規定する公営住宅の建設等	十分の七・五以内
九	住宅地区改良 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二條第六項に規定する改良住宅の建設（当該建設のために必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。）	十分の七・五以内
十	水道 水道法第三條第二項に規定する水道事業及び同法第四項に規定する水道用水供給事業	十分の九以内
十一	し尿処理施設及びごみ処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八條第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
十二	都市公園 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二條第一項第一号に規定する都市公園の用地の取得及び同條第二項に規定する公園施設	十分の五以内

十三	下水道	(同条第一項第一号に規定する都市公園に設けるものに限る。)の新設又は改築 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	四分の三以内
十四	消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内
十五	感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第六条第十二項に規定する第一種感染症指定医療機関及び同条第十三項に規定する第二種感染症指定医療機関の整備	十分の七・五以内
十六	保健所	地域保健法(昭和二十二年法律第一百一十号)第五条第一項に規定する保健所の整備	十分の七・五以内
十七	精神病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十九条の十に規定する精神病院(精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
十八	児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
十九	身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の設置	三分の二以内
二十	生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内
二十一	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設の整備	三分の二以内
二十二	老人福祉施設	老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内
二十三	義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第二条第一項に	十分の八・五以内

二十四	高等学校教育施設等	規定する小学部及び中学部に係る建物、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する公立の中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための設備、理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第二条に規定する公立の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)及び公立の中学校に係る理科教育のための設備、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設(同法第四条第一項第四号の規定によるものを含む。)、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設の整備	十分の七・五以内
二十五	砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九)以内(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の十以内)

二十六	海岸	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の 新設又は改良	十分の九・五（国以外の者の 行う事業にあつては、十 分の九）以内
二十七	地すべり防 止施設	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十 号）第二条第四項に規定する地すべり防止工 事	十分の八以内
二十八	河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改 良工事	十分の九以内

平成十四年四月三日印刷

平成十四年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F